

平成 27 年度 土壤汚染対策法の施行状況及び
土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

平成 29 年 8 月

環境省 水・大気環境局

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壤汚染対策法の施行状況	2
2.1 平成 27 年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	11
2.3 年度別の施行状況	15
3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例	19
3.1 土壤汚染状況調査について	19
3.1.1 法第 3 条に基づく調査	19
3.1.2 法第 4 条に基づく調査	24
3.1.3 法第 5 条に基づく調査	26
3.1.4 調査の省略を行った事例	26
3.1.5 調査対象物質・調査方法	27
3.1.6 業種区分	28
3.2 区域の指定について	30
3.2.1 要措置区域等の指定状況	30
3.2.2 指定区域対象物質	34
3.2.3 業種区分	37
3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）	39
3.2.5 摂取経路	42
3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者	43
4. 土壤汚染対策事例	44
4.1 地下水汚染の有無	44
4.2 指示措置の内容	44
4.3 対策の実施内容	46
4.4 措置実施率	47
4.5 基準適合認定申請の実施状況	48
4.6 汚染土壌の処理の状況	48
5. 汚染土壌処理業	52
5.1 汚染土壌処理施設	52
6. 自治体の取組状況等	57
6.1 法対象外の事例を含めた調査事例	57
6.2 土壤汚染調査事例及び基準不適合事例数	58
6.3 特定有害物質別基準不適合事例数	59
6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況	61
6.5 条例等の制定状況	64
6.6 権限を委譲している自治体	81
6.7 基金・補助融資制度等	82
6.8 その他の取組	86
6.8.1 区域指定解除時の台帳情報の取扱い	86
6.8.2 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況	86
6.8.3 電子媒体による届出	87
6.8.4 国民への啓発活動状況	87

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、土壤汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市（以下、「政令市」という。）が把握している土壤汚染事例を把握し、整理することにより、土壤汚染調査・対策の現状について公表するとともに、今後の土壤汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

1.2 調査対象

全国の47都道府県及び111政令市の土壤汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壤汚染について回答を求めた。

- ・ 法施行日（平成15年2月15日）から平成28年3月31日までの間に、法に基づき土壤汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 平成28年3月31日現在の自治体の取組状況

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	82	82	93	96	98	99	100	100	101
調査対象自治体数	129	129	140	143	145	146	147	147	148

調査対象年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	106	107	108	108	108	109	110	111	111
調査対象自治体数	153	154	155	155	155	156	157	158	158

2. 土壌汚染対策法の施行状況

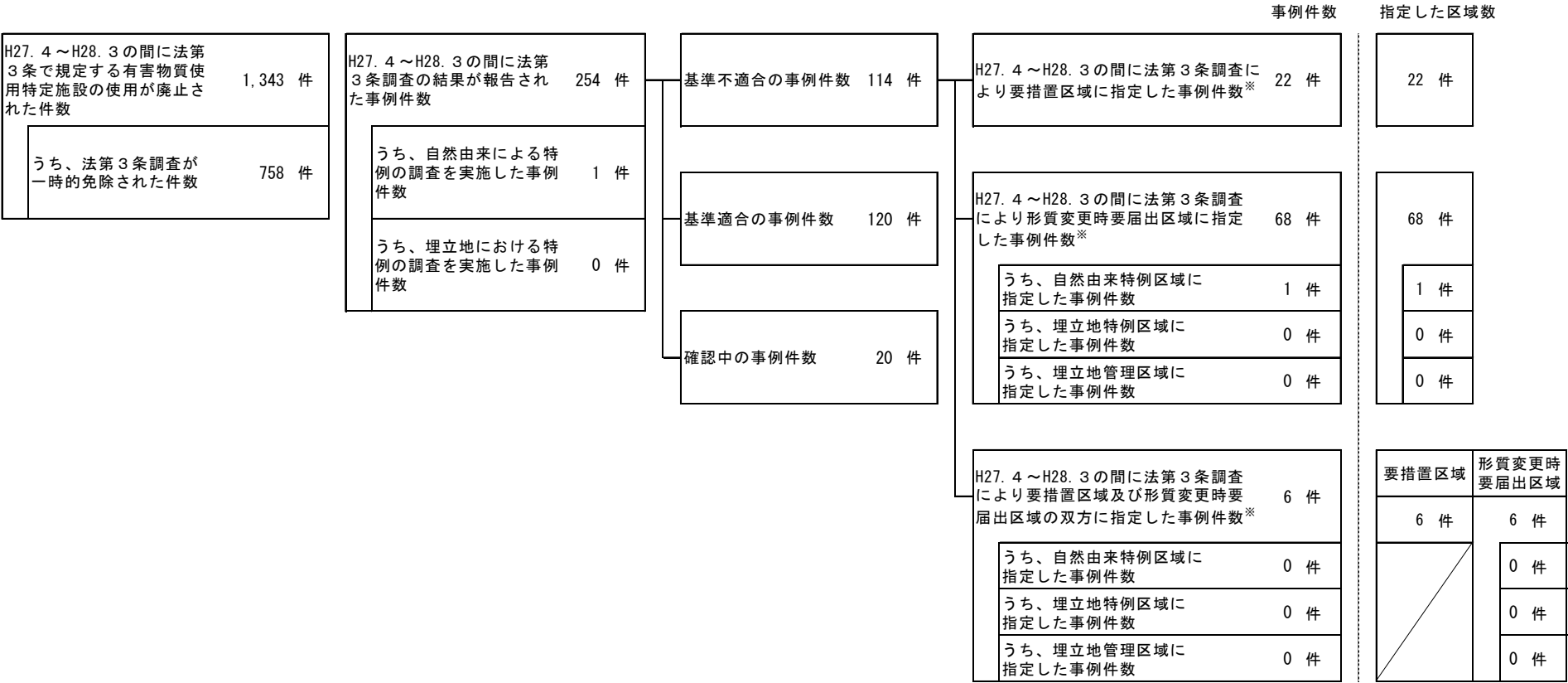
2.1 平成 27 年度の施行状況

1) 調査の契機別の施行状況

平成 27 年度の調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-4 に示す。図 2-1 は有害物質使用特定施設の廃止時における調査（以下、「法第 3 条調査」という。）に関する状況を、図 2-2 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下、「法第 4 条調査」という。）に関する状況を、図 2-3 は、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下、「法第 5 条調査」という。）に関する状況を、図 2-4 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下、「法第 14 条申請」という。）に関する状況を示し、図 2-5 にこれらの概要を示す。また、措置の実施に伴い、指定区域の解除又は変更の状況を図 2-6 に示す。

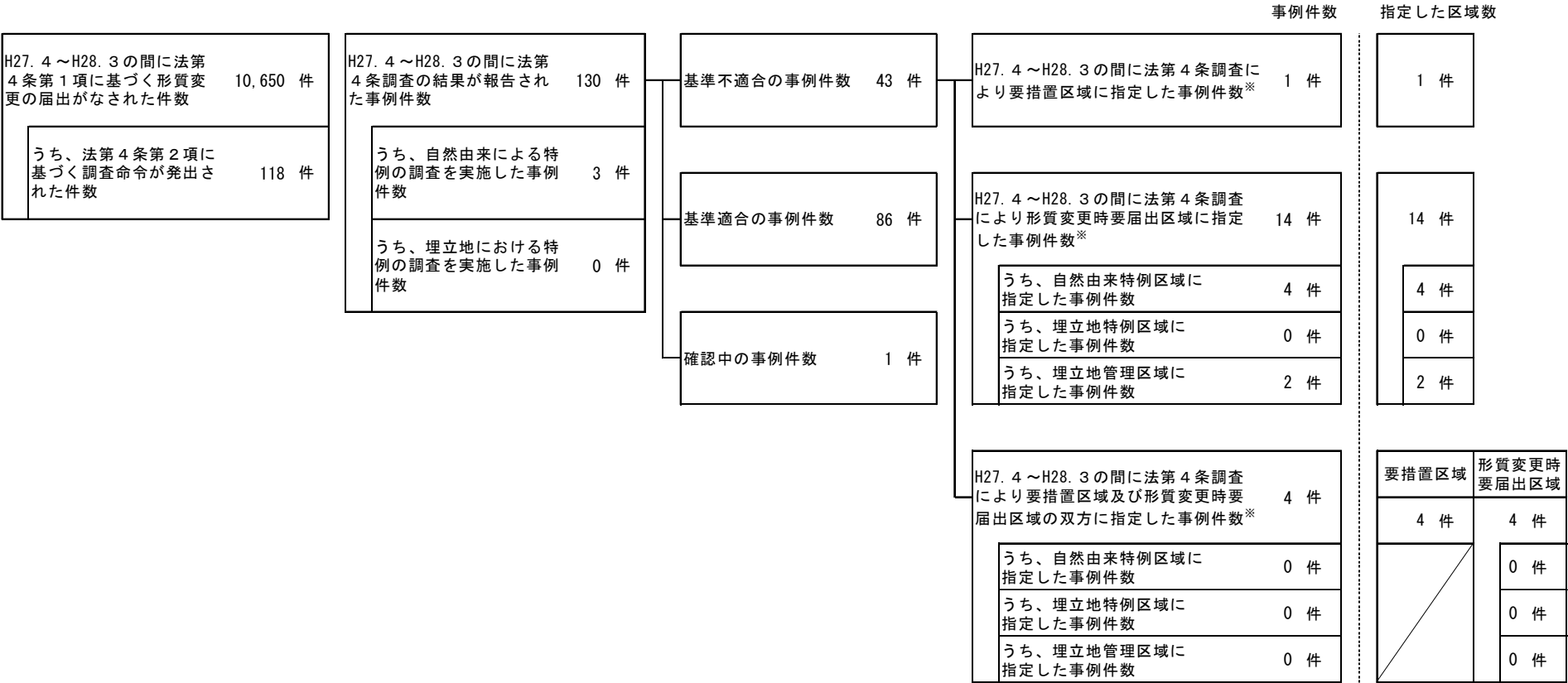
平成 27 年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は 1,343 件、うち、調査義務の一時的免除件数は 758 件、平成 27 年度における法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は 254 件であった。平成 27 年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 10,650 件、うち、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令の発出は 118 件、平成 27 年度における土壌汚染状況調査の結果報告件数は 130 件であった。平成 27 年度における法第 5 条第 1 項に基づく調査命令の発出は 1 件であった。

平成 27 年度における法第 14 条第 1 項に基づく指定の申請件数は 368 件であった。平成 27 年度における法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域の指定区域数は 72 件、法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は 407 件であった。



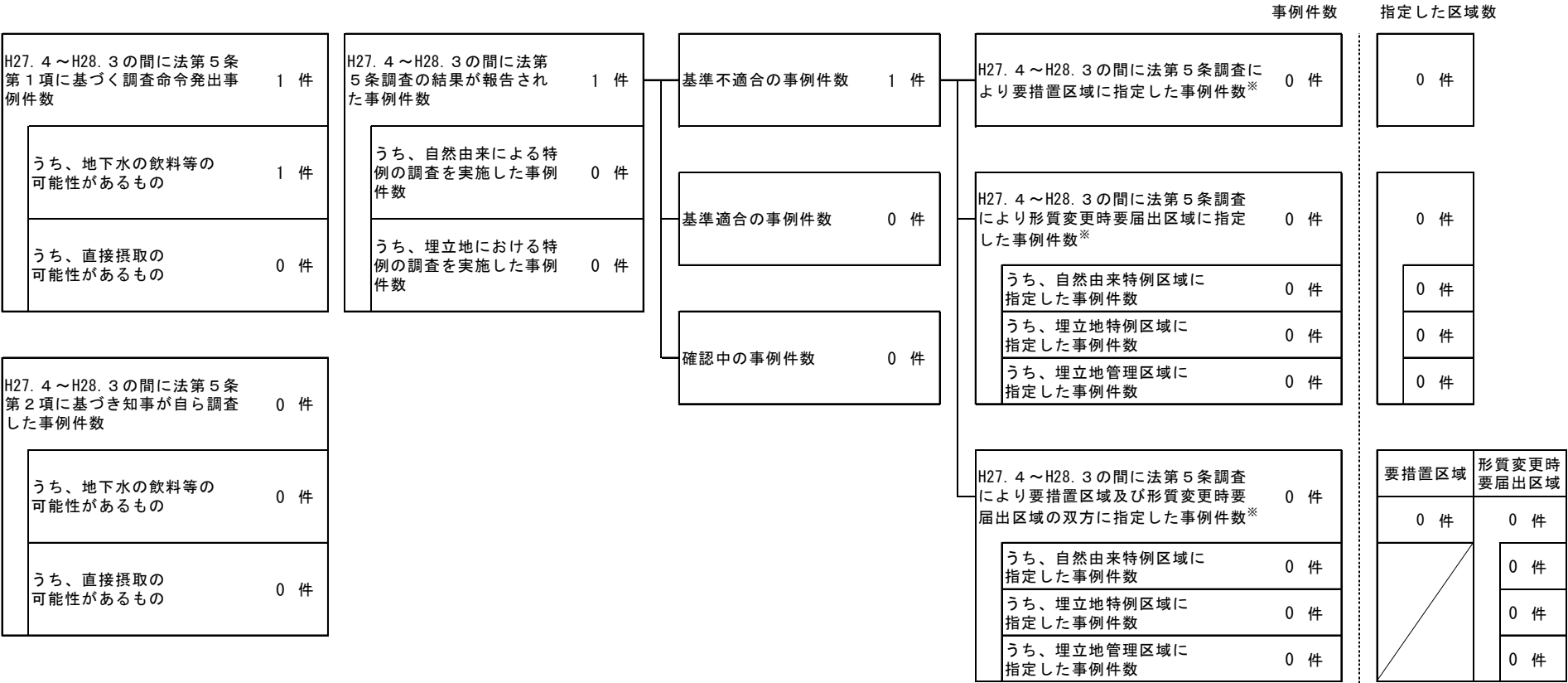
注 1) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。
※ H27. 4 ～H28. 3 の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。

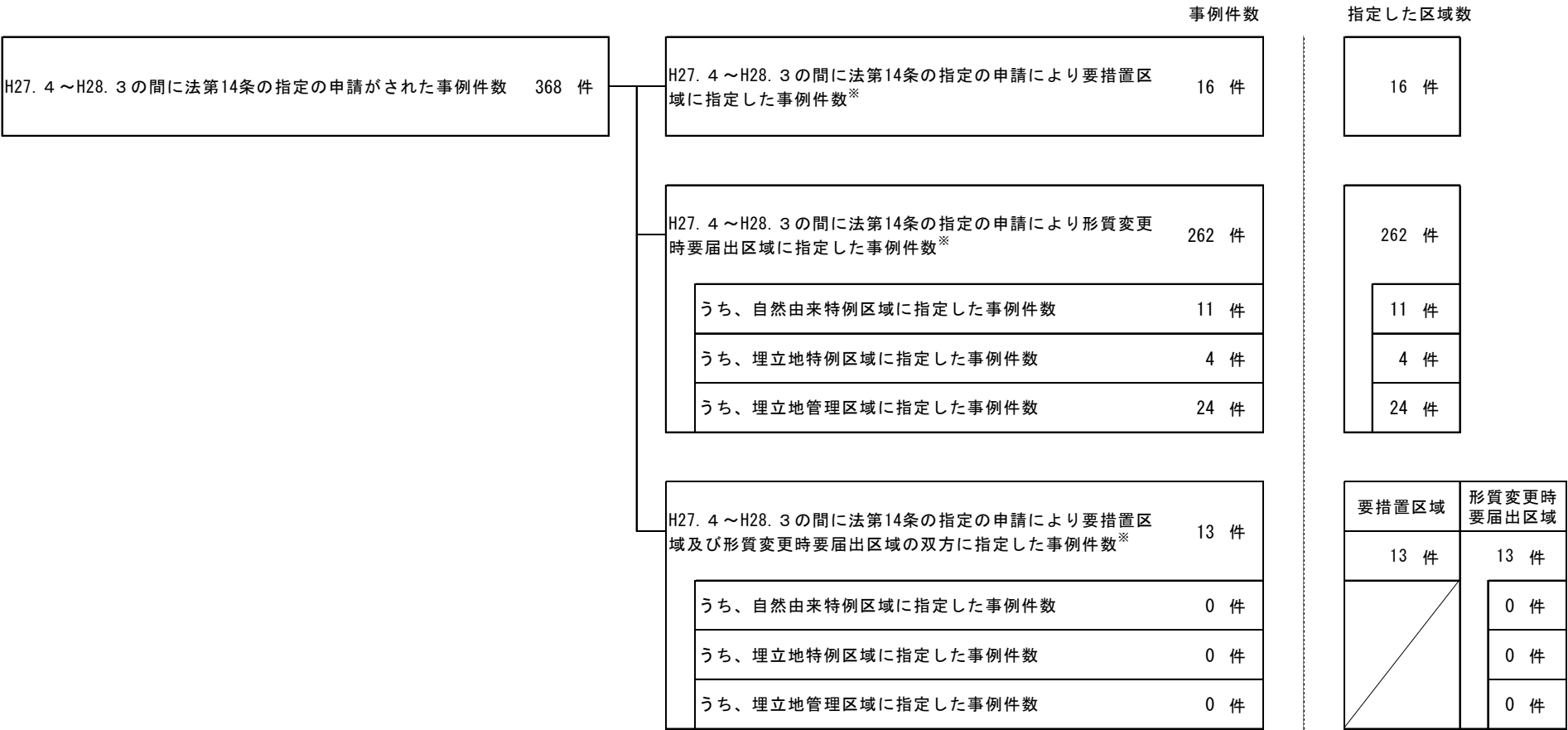
図 2-1 法第 3 条調査に関する状況



注 1)「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。
※ H27. 4～H28. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。

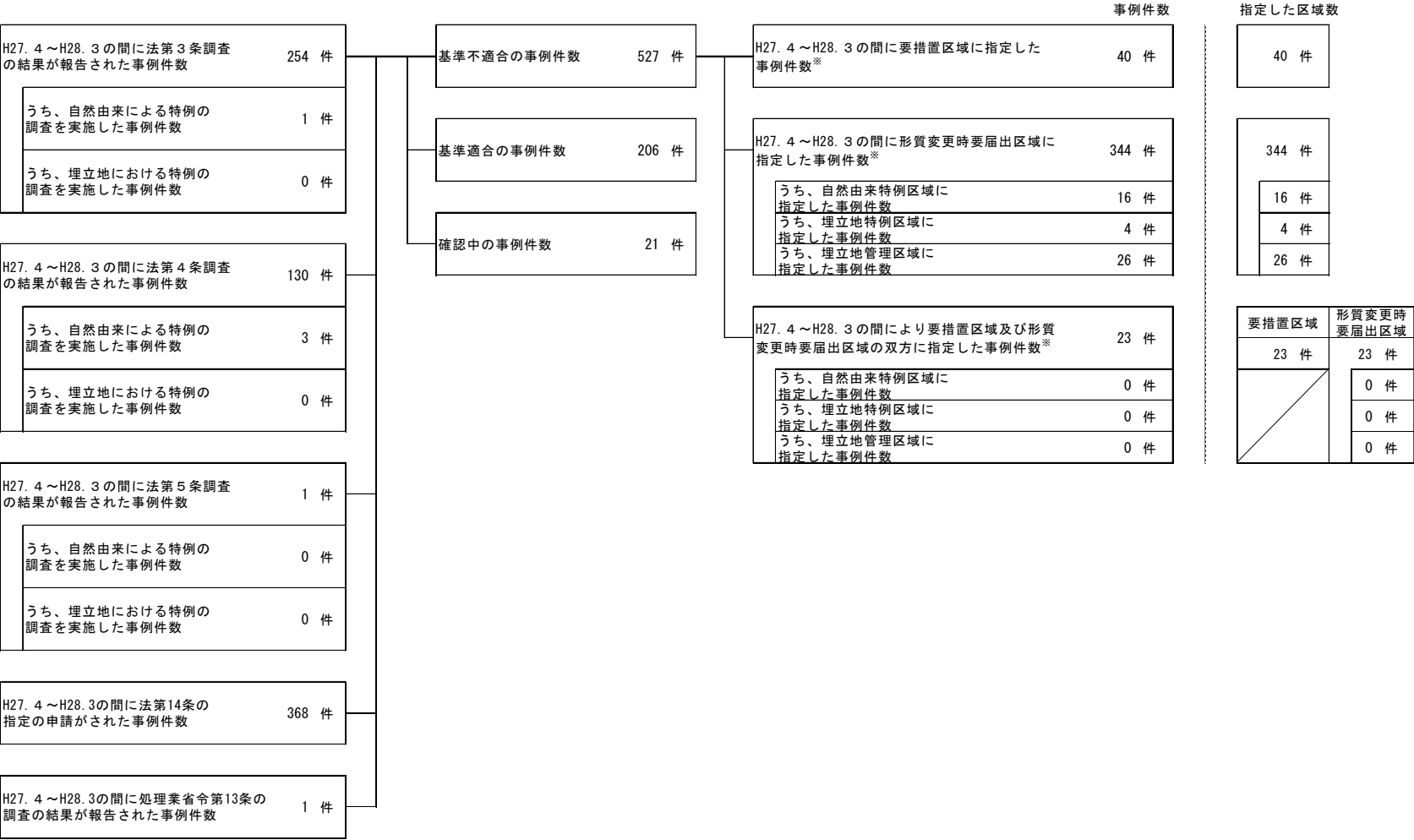
図 2-2 法第 4 条調査に関する状況





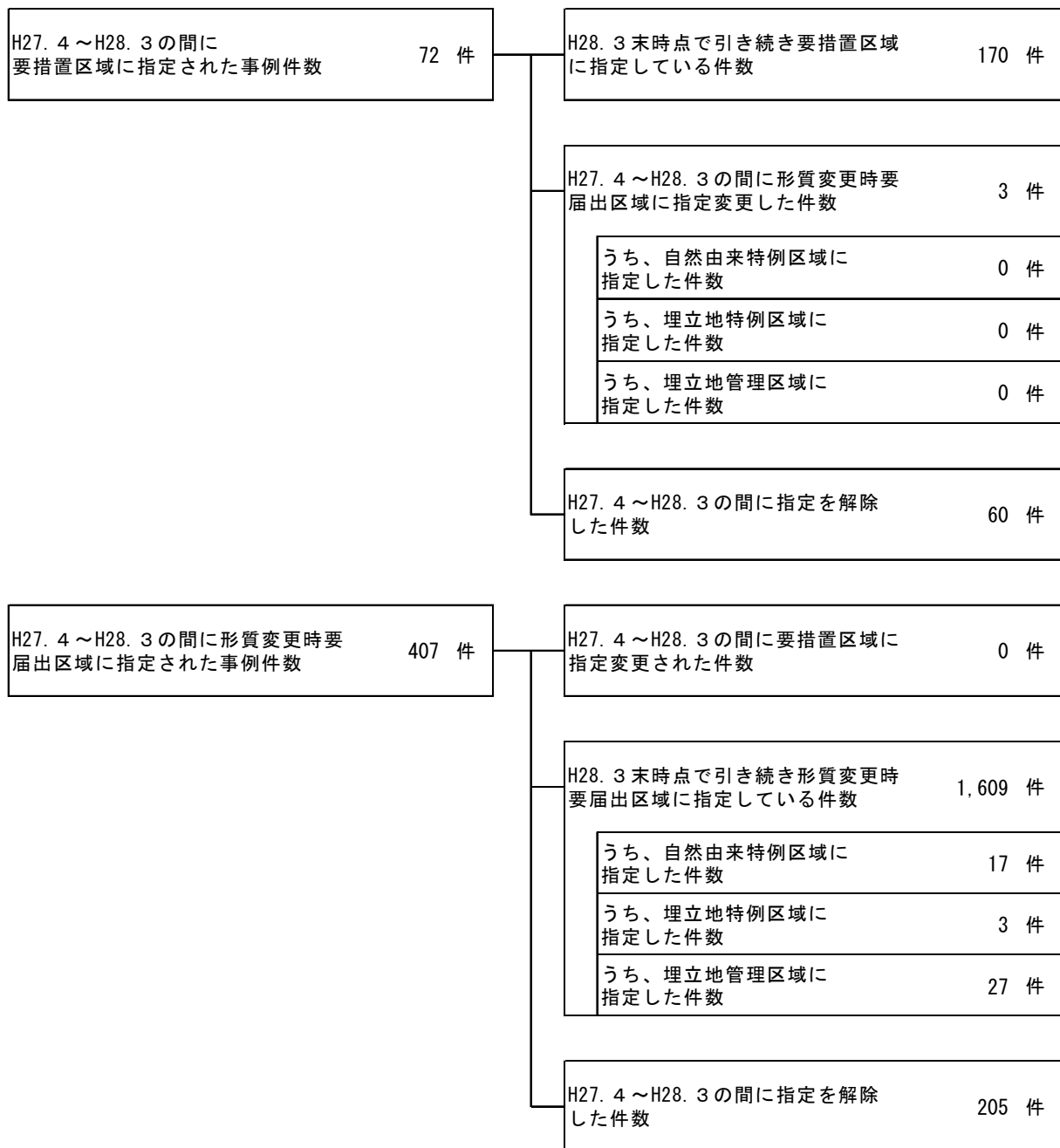
注 1) 「指定の申請がされた事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。
※ H27. 4～H28. 3の間に法第 14 条の指定の申請がされたものに限る。

図 2-4 法第 14 条申請に関する状況



注 1) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。
※ H27. 4～H28. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例、もしくは当該期間に 14 条の指定の申請がされたものに限る。

図 2-5 法第 3 条調査、法第 4 条調査、法第 5 条調査、法第 14 条申請及び処理業者例第 13 条に基づく調査の施行状況概要



注 1) 指定の解除又は変更の状況は、平成 27 年度新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

図 2-6 指定の解除又は変更の状況

2) 条項別の施行状況

平成27年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係

第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	1,343 件
調査結果が報告された件数	254 件
基準不適合の件数	114 件
基準適合の件数	120 件
確認中の件数	20 件
法第3条第1項ただし書の確認申請件数	1,356 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	539 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	31 件
第5項 土地利用変更届出件数	119 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	87 件

・法第4条関係

第1項 形質変更の届出件数	10,650 件
第2項 調査命令件数	118 件
上記命令に基づき、調査結果が報告された件数	130 件
基準不適合の件数	43 件
基準適合の件数	86 件
確認中の件数	1 件

・法第5条関係

第1項 調査命令発出件数	1 件
第2項 都道府県知事が自ら調査した事例件数	0 件
調査結果が報告された件数	1 件
基準不適合の件数	1 件
基準適合の件数	0 件
確認中の件数	0 件

法第3章 区域の指定等

・法第6条関係

第1項 要措置区域の指定件数	72 件
第4項 要措置区域の解除件数	60 件

・法第7条関係

第1項 措置の指示件数	65 件
上記指示のうち、土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数	26 件
第4項 指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	0 件

・法第9条関係

第1項 帯水層の深さに係る確認申請件数	6 件
第1項 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請件数	7 件
第1項 地下水の水質の測定等が講じられている土地の形質の変更の確認申請件数	7 件

・法第11条関係

第1項 形質変更時要届出区域の指定件数	407 件
第2項 形質変更時要届出区域の解除件数（全部解除のみ）	205 件

・法第12条関係

第1項 届出件数	764 件
第2項 届出件数	108 件
第3項 届出件数（非常災害時）	0 件
第4項 計画変更命令件数	0 件

・法第14条関係

第3項 指定件数	368 件
----------	-------

法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制

・法第16条関係

第1項 搬出しようとする土壌の基準適合認定申請件数	21 件
第1項 汚染土壌の区域外搬出届出件数	581 件
第2項 汚染土壌の区域外搬出変更届出件数	45 件
第3項 非常時における汚染土壌の区域外搬出届出件数	0 件
第4項 計画変更命令件数	0 件

(続き)

法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制

・ **法第19条関係**

第1項 措置命令件数 0 件

・ **法第22条関係**

第1項 汚染土壌処理業許可申請件数（更新は除く） 12 件

第5項 汚染土壌処理業許可申請更新件数 33 件

・ **法第23条関係**

第1項 汚染土壌処理業に係る変更許可申請件数 13 件

第3項 汚染土壌処理業に係る変更届出件数 87 件

第4項 汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開届出件数 7 件

・ **法第24条関係：改善命令件数**

1 件

法第5章 指定調査機関

・ **法第36条関係：改善命令件数**

0 件

・ **法第39条関係：適合命令件数**

0 件

・ **法第42条関係：適合命令件数**

第1項 取消し件数 0 件

第2項 取消し件数 0 件

第3項 取消し件数 0 件

第4項 取消し件数 0 件

法第7章 雑則

・ **法第54条関係**

第1項 報告・検査件数 638 件

第3項 報告・検査件数 172 件

第4項 報告・検査件数 85 件

第5項 報告・検査件数 17 件

・ **法第55条関係：協議件数**

2 件

・ **法第56条関係：意見陳述件数**

264 件

・ **法第65条関係：違反件数**

0 件

・ **法第66条関係：違反件数**

1 件

・ **法第67条関係：違反件数**

0 件

・ **法第68条関係：違反件数**

0 件

・ **法第69条関係：違反件数**

0 件

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、調査結果報告件数についても「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。一時的免除件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は、「関東地区」、「九州地区」、「北海道地区」の順に多く、調査命令件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。また調査結果報告件数も、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は、「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」と「近畿地区」が同数であった。法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。法第 14 条に基づく指定の申請件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）（平成 27 年度）

都道府県・ 政令市		法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数
北海道地区	北海道	6	0	3	1,295	0	0	0	2	1
	札幌市	11	5	2	81	1	1	3	5	9
	函館市	0	0	0	13	0	0	0	0	0
	旭川市	2	1	0	35	0	0	0	0	0
	計	19	6	5	1,424	1	1	3	7	10
東北地区	青森県	0	0	2	78	0	0	0	0	0
	青森市	0	0	0	3	1	1	0	2	1
	八戸市	1	0	1	16	1	0	0	1	1
	岩手県	9	7	0	229	0	0	2	7	9
	盛岡市	2	1	2	30	0	0	0	0	0
	宮城県	5	3	1	264	1	2	1	4	3
	仙台市	2	1	2	48	0	0	1	1	1
	秋田県	10	6	0	47	0	0	0	0	0
	秋田市	4	4	0	14	0	0	0	0	0
	山形県	27	17	2	82	0	0	0	2	2
	山形市	3	2	1	6	0	0	0	1	0
	福島県	10	6	0	243	2	2	1	3	3
	福島市	0	0	0	26	0	0	0	0	0
	郡山市	3	3	6	20	0	0	0	0	0
	いわき市	2	2	0	45	0	0	0	1	1
	計	78	52	17	1,151	5	5	5	22	21
関東地区	茨城県	21	14	2	260	0	0	2	6	6
	水戸市	1	0	1	32	0	0	1	1	1
	つくば市	100	58	4	46	0	0	0	0	0
	栃木県	33	17	2	247	9	8	0	1	0
	宇都宮市	8	6	1	41	1	2	1	2	3
	群馬県	27	16	1	127	5	8	0	1	1
	前橋市	3	3	0	41	0	0	0	0	0
	高崎市	5	4	2	31	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	2	0	0	22	0	0	0	0	0
	太田市	1	1	0	28	0	2	1	1	1
	埼玉県	28	14	12	176	9	12	8	12	8
	さいたま市	9	5	3	48	1	1	1	3	0
	川越市	7	6	1	20	0	0	1	2	0
	熊谷市	1	1	0	7	0	0	0	0	0
	川口市	4	1	2	8	0	0	0	2	1
	所沢市	1	0	4	9	1	1	1	1	0
	春日部市	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	草加市	0	0	1	6	1	1	1	0	0
	越谷市	4	0	4	15	0	0	0	1	1
	千葉県	6	2	0	230	0	0	1	4	5
	千葉市	0	0	3	37	0	0	1	2	2
	市川市	2	2	0	10	0	0	0	2	2
	船橋市	2	2	1	31	0	0	1	2	1
	松戸市	3	1	0	11	0	0	0	0	0
	柏市	2	2	0	55	0	0	1	1	1
	市原市	4	3	1	27	1	1	0	1	0
	東京都	84	14	48	469	0	0	14	92	101
	八王子市	4	4	3	24	0	0	1	2	2
	町田市	3	1	0	15	0	0	0	1	1
	神奈川県	9	8	0	53	5	7	2	4	3
	横浜市	58	27	8	107	13	11	0	9	15
	川崎市	32	12	6	43	0	0	0	6	5
	相模原市	11	7	0	21	2	3	0	2	1
	横須賀市	10	9	1	9	1	0	0	2	0
	平塚市	3	3	1	22	5	4	1	2	0
	藤沢市	15	13	1	26	1	1	0	0	0
	小田原市	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	3	1	0	2	0	2	0	3	0
	厚木市	8	8	0	10	0	0	0	1	1
	大和市	2	2	0	5	0	0	0	0	0
	新潟県	23	14	1	136	4	4	0	2	1
	新潟市	4	1	1	52	0	3	0	3	2
	長岡市	3	1	0	26	0	0	0	1	1
	上越市	0	0	0	17	0	0	0	0	0
	山梨県	16	8	4	140	0	0	2	4	3
	甲府市	1	0	0	8	0	0	0	1	1
	静岡県	17	7	3	177	0	0	0	0	0
	静岡市	11	6	4	37	1	1	0	2	0
	浜松市	15	6	4	68	1	0	2	2	2
	沼津市	3	0	1	10	0	0	1	2	1
	富士市	9	3	1	21	0	0	0	0	0
	計	618	313	132	3,071	61	72	44	186	173

(続き)

		(件数)									
都道府県 ・ 政令市		法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	
中部地区	富山県	7	7	0	59	0	0	0	0	0	
	富山市	6	6	2	49	0	0	0	0	0	
	石川県	7	7	0	68	0	0	0	1	1	
	金沢市	0	0	1	15	0	0	1	3	1	
	福井県	3	2	0	78	0	0	0	0	0	
	福井市	5	4	3	25	0	0	0	2	0	
	長野県	17	8	0	159	0	0	1	3	4	
	長野市	3	0	3	27	0	0	1	0	0	
	松本市	8	6	1	31	0	0	2	2	1	
	岐阜県	19	17	1	202	2	1	0	4	1	
	岐阜市	6	6	3	14	0	0	1	1	1	
	愛知県	59	34	5	191	1	0	1	3	1	
	名古屋市中区	2	2	4	61	4	5	2	11	14	
	豊橋市	0	0	1	16	0	0	0	1	0	
	岡崎市	3	1	2	31	0	1	0	1	1	
	一宮市	3	0	2	7	0	0	0	0	0	
	春日井市	4	3	0	16	0	0	0	0	0	
	豊田市	7	0	0	51	0	0	0	0	0	
	三重県	16	14	0	200	0	0	0	1	1	
	四日市市	3	3	0	42	1	1	0	1	0	
	計	178	120	28	1,342	8	8	9	34	26	
近畿地区	滋賀県	29	21	3	134	9	9	3	3	3	
	大津市	2	2	1	30	0	0	0	0	0	
	京都府	13	12	1	122	0	0	0	2	1	
	京都市	10	8	3	41	0	0	3	4	5	
	大阪府	31	9	8	96	3	4	0	10	4	
	大阪市	61	9	13	48	1	1	0	27	21	
	堺市	7	2	3	29	0	1	0	7	4	
	岸和田市	6	3	0	6	0	0	0	0	0	
	豊中市	4	3	0	7	0	0	0	1	1	
	吹田市	25	14	2	32	1	0	1	3	2	
	高槻市	3	2	1	27	2	1	1	7	6	
	枚方市	4	4	3	25	0	0	0	1	1	
	茨木市	13	12	2	14	0	0	0	0	0	
	八尾市	1	1	1	9	0	0	0	1	0	
	寝屋川市	0	0	1	10	0	0	0	0	0	
	東大阪市	1	0	1	20	0	0	0	2	1	
	兵庫県	16	13	1	111	0	0	0	17	25	
	神戸市	21	12	0	77	2	2	0	6	6	
	姫路市	2	1	0	37	0	0	0	0	0	
	尼崎市	14	13	0	20	1	4	0	8	5	
	明石市	3	3	0	10	0	0	0	4	4	
	西宮市	5	3	2	15	0	0	0	1	1	
	加古川市	1	0	0	6	0	0	0	2	2	
	宝塚市	0	0	0	7	0	0	0	0	0	
	奈良県	0	0	0	57	0	0	0	0	1	
	奈良市	1	1	0	31	0	0	0	1	0	
	和歌山県	1	0	1	76	0	0	1	0	0	
	和歌山市	2	2	0	27	0	0	0	0	0	
	計	276	150	47	1,124	19	22	9	107	93	
中国四国地区	鳥取県	1	1	0	46	0	0	0	0	0	
	鳥取市	0	0	0	17	0	0	0	1	1	
	島根県	2	1	2	94	1	0	0	0	0	
	松江市	3	3	0	24	0	0	0	0	0	
	岡山県	17	16	3	69	0	1	0	1	2	
	岡山市	6	6	0	44	1	0	0	2	2	
	倉敷市	7	5	1	28	2	0	0	4	2	
	広島県	31	16	0	105	3	2	0	2	3	
	広島市	20	11	1	60	1	2	0	1	1	
	呉市	1	1	0	5	0	0	0	0	0	
	福山市	2	2	0	32	0	0	0	0	0	
	山口県	5	4	1	109	0	0	0	5	3	
	下関市	1	0	1	16	0	0	1	1	2	
	徳島県	3	3	0	105	0	0	0	0	0	
	徳島市	4	3	0	11	0	0	0	0	0	
	香川県	4	2	0	69	0	0	0	0	0	
	高松市	8	7	3	58	0	0	0	2	1	
	愛媛県	1	1	0	55	0	0	0	1	1	
	松山市	2	2	1	20	0	0	0	0	0	
	高知県	0	0	0	23	0	0	0	0	0	
	高知市	1	1	0	13	0	0	0	0	0	
	計	119	85	13	1,003	8	5	1	20	18	

(続き)

都道府県 ・ 政令市		法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	(件数) 法第14条
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数
九州地区	福岡県	8	4	0	229	5	2	1	8	10
	北九州市	9	6	1	47	1	1	0	7	6
	福岡市	6	4	1	73	3	3	0	3	2
	久留米市	1	1	0	10	0	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	72	0	0	0	0	0
	佐賀市	1	0	0	33	1	0	0	0	0
	長崎県	0	0	1	54	0	0	0	0	0
	長崎市	0	0	0	6	1	3	0	2	2
	佐世保市	0	0	0	29	2	3	0	3	2
	熊本県	6	4	0	114	0	0	0	0	0
	熊本市	6	3	1	66	2	1	0	1	1
	大分県	6	1	0	141	0	2	0	5	3
	太田市	2	0	2	40	0	0	0	1	0
	宮崎県	0	0	0	112	0	0	0	0	0
	宮崎市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	鹿児島県	8	8	3	120	0	0	0	0	0
	鹿児島市	2	1	2	31	0	0	0	0	0
	沖縄県	0	0	1	316	1	1	0	1	0
	那覇市	0	0	0	30	0	1	0	0	1
	計	55	32	12	1,535	16	17	1	31	27
合計		1,343	758	254	10,650	118	130	72	407	368

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 有害物質使用特定施設の廃止件数は平成27年度に廃止届出が受理された件数であり、一時的免除件数は廃止件数のうち数である。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請による調査及び処理業省令第13条による調査結果の報告件数は、平成27年度は754件（法第3条254件、法第4条130件、法第5条1件、法第14条368件、処理業省令第13条1件）であり、前年度（826件）より減少した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、平成27年度は479件（要措置区域は72件、形質変更時要届出区域は407件）であり、区域に指定された件数は前年度（532件）より減少した。要措置区域等において土壤汚染の除去等の対策が実施され、区域の指定が解除された件数は、平成27年度は265件であり、前年度（259件）より増加した。

表 2-2 年度別の施行状況

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	累計
法 第 3 条	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	12,824
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	9,252
	調査結果報告件数	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	2,950
法 第 4 条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	62,389
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	1,000
	調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	1,002
法 第 5 条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	7
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法 第 6 条・ 法 第 11 条	前年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	-
	要措置区域(A1)	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	76	92	136	161	-
	形質変更時要届出区域(A2)	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	590	838	1,159	1,407	-
	区域に指定(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	3,117
	要措置区域への指定件数(B1)	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	426
	形質変更時要届出区域への指定件数(B2)	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	2,256
	区域指定解除(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	1,335
	要措置区域の解除(C1)	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	252
	形質変更時要届出区域の解除(C2)	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	850
	区域の指定変更(D)	-	-	-	-	-	-	-	-		5	5	3	1	3	17
	要措置区域へ変更(D1)	-	-	-	-	-	-	-	-		0	2	1	0	0	3
	形質変更時要届出区域へ変更(D2)	-	-	-	-	-	-	-	-		5	3	2	1	3	14
	引き続き指定(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	-
	要措置区域 E1=A1+B1-C1-D2+D1	-	-	-	-	-	-	-	-	41	76	92	136	161	170	-
	形質変更時要届出区域 E2=A2+B2-C2-D1+D2	-	-	-	-	-	-	-	-	339	590	838	1,159	1,407	1,612	-
法 第 14 条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	1,689
処理業省令第13条 調査結果報告件数		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	2
調査結果報告件数合計		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	5,649

※1 平成 14 年度については法施行日(平成 15 年 2 月 15 日)から平成 15 年 3 月 31 日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第 3 条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第 2 条(経過措置)の適用件数を含む。

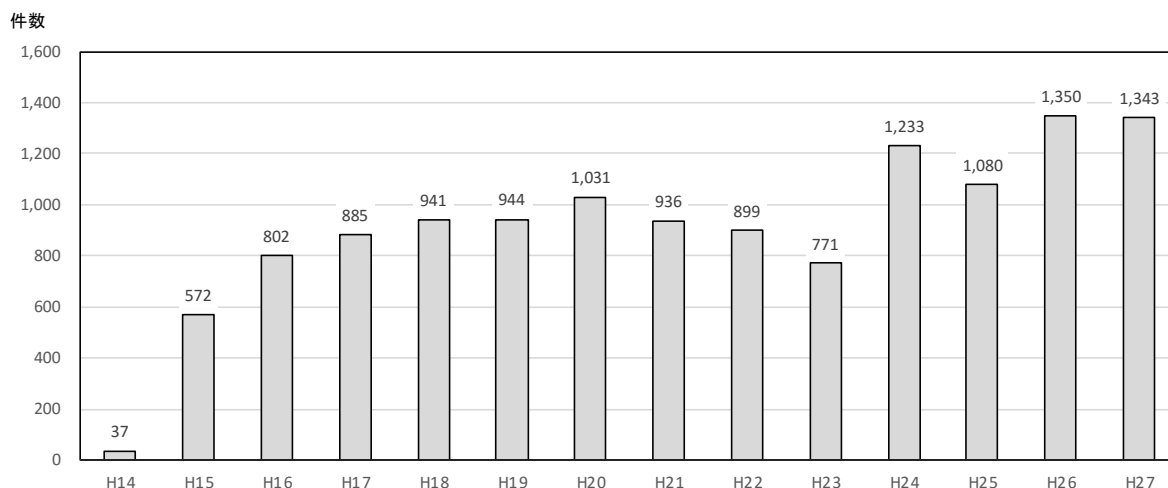
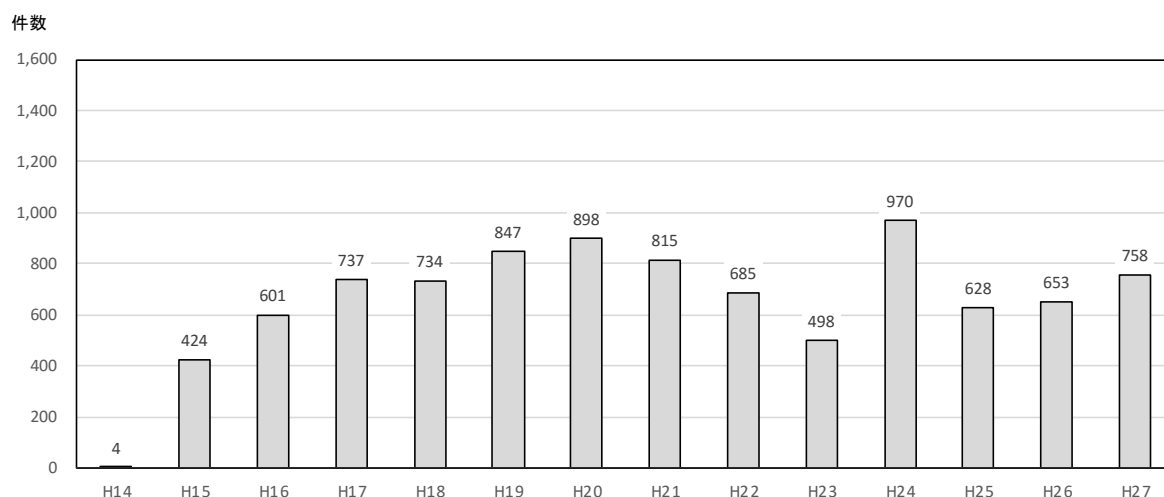


図 2-7 有害物質使用特定施設の廃止件数の推移



※当該年度に施設が廃止され、一時的免除されたものに限る

図 2-8 法第 3 条一時的免除件数の推移

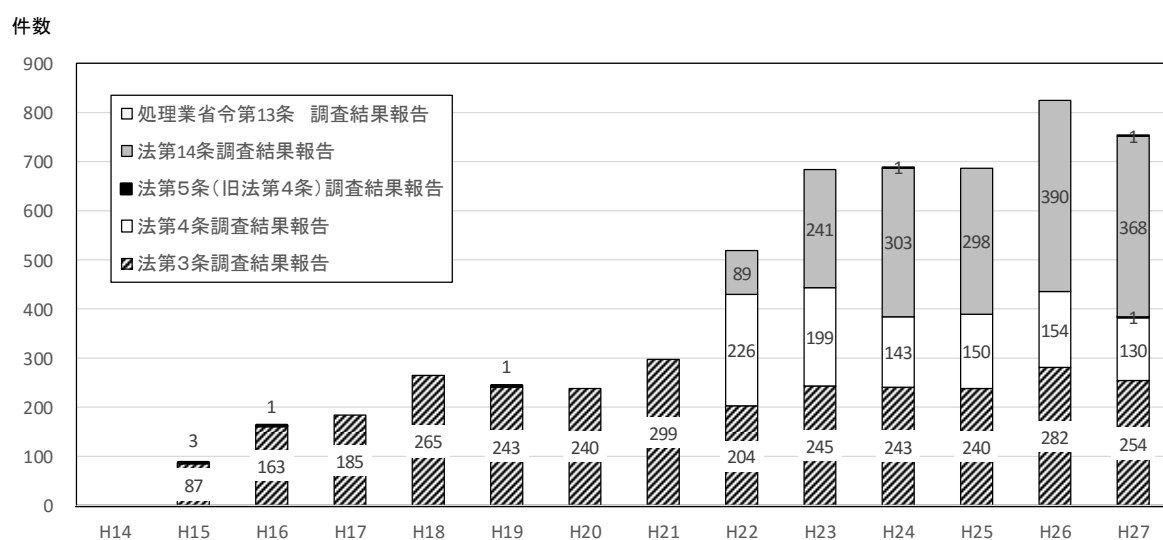


図 2-9 法第 3 条、法第 4 条、法第 5 条、法第 14 条及び
処理業省令第 13 条に基づく調査結果の報告件数の推移

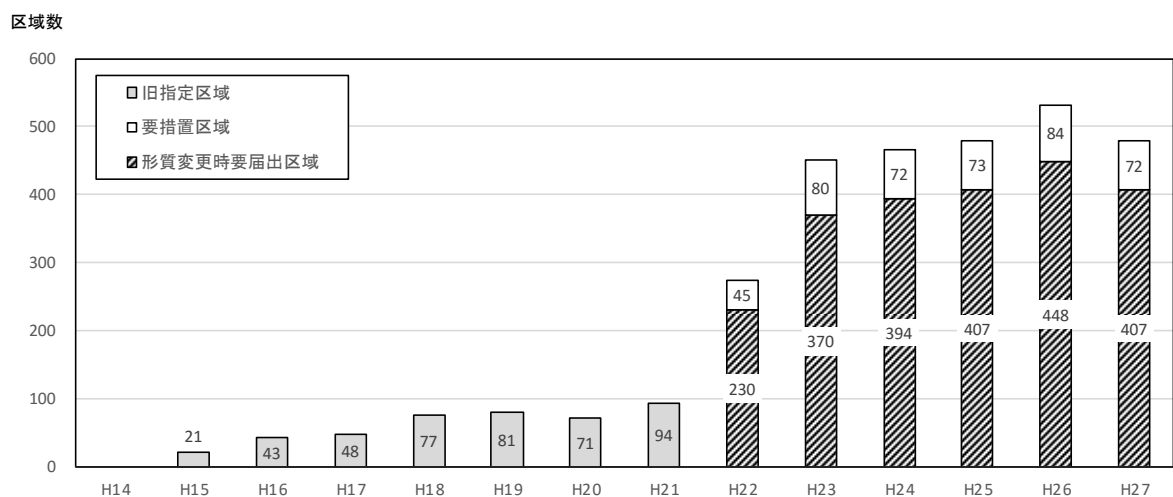


図 2-10 要措置区域等（旧指定区域）指定件数の推移

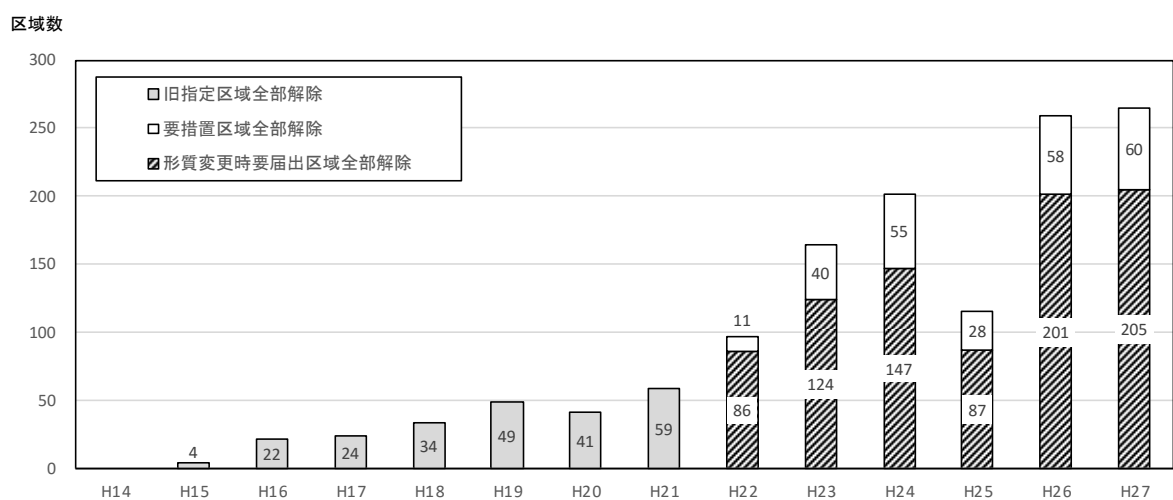


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）解除件数の推移

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の廃止

法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表 3-1 及び表 3-2 に示す。法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設は、平成 27 年度において、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成 27 年度において、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「前各号（1～71 の4に相当する施設※）を除く洗浄施設」の順に多かった。

※ 1～71 の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 27 年度）

（件数：重複回答有）

有害物質使用特定施設			調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質 使用特定施設
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	0	2
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、ト	2	1
	薬液浸透施設	19、チ	0	2
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	湿式パーカー	23、ロ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	3	3
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	0	2
無機顔料製造業	廃ガス洗浄施設	26、ホ	0	3
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	0	7
	遠心分離機	27、ロ	0	3
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	1	23
	湿式集じん施設	27、ル	0	1
メタン誘導品製造業	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	2	2
	水洗施設	33、ロ	0	7
	遠心分離機	33、ハ	0	1
	静置分離器	33、ニ	0	7
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	1	0
	分離施設	37、ロ	1	1
	廃ガス洗浄施設	37、タ	0	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	0	6
	ろ過施設	46、ロ	0	9
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0	6
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	1	1
	分離施設	47、ハ	1	3
	混合施設	47、ニ	0	2
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0	3
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	0	3
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	8	38
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	1	7
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破碎施設	58、イ	0	9
	水洗式分別施設	58、ロ	0	3
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	1
	圧延施設	61、ハ	0	1
	焼入れ施設	61、ニ	0	1
	湿式集じん施設	61、ホ	0	1
非鉄金属製造業	電解施設	62、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	0	8
	湿式集じん施設	62、ヘ	0	6
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	0	11
	電解式洗浄施設	63、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	15	64
ガス供給業又はコークス製造業	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	48	259
電気めつき	電気めつき施設	66	37	144
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	0	1
旅館業	洗たく施設	66の3、ロ	1	0
洗たく業	洗浄施設	67	32	106
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	13	30
病院	ちゅう房施設	68の2、イ	2	1
	洗浄施設	68の2、ロ	5	17
	入浴施設	68の2、ハ	2	0
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	1	0
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	58	350
一般廃棄物処理	焼入れ施設	71の2、ロ	0	3
	焼却施設	71の3	0	1
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0	2
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	3	2
前各号を除く	洗浄施設	71の5	28	117
前各号を除く	蒸留施設	71の6	2	10
し尿処理	し尿処理施設	72	1	0
前2号を除く	排水処理施設	74	2	12
合計			272	1,311

注） 1～71 の 4 に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第 1 に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

（件数：重複回答有）

有害物質使用特定施設			調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質 使用特定施設
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	0	2
畜産食料品製造業	原料処理施設	2、イ	1	0
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	湯煮施設	4、ニ	0	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	4	0
	圧搾施設	11、ハ	3	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	原料浸せき施設	19、ハ	1	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	12	2
	シルケット機	19、ホ	2	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	4	1
	染色施設	19、ト	64	40
	薬液浸透施設	19、チ	8	11
	のり抜き施設	19、リ	1	0
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	0	1
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0	1
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	3	2
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	2	0
	湿式パーカー	23、ロ	2	0
	抄紙施設	23、チ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	12	16
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	9	18
化学肥料製造業	水洗式破碎施設	24、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0	7
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	0	1
	電解施設	25、ロ	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	7	5
	ろ過施設	26、ロ	6	9
	遠心分離機	26、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	4	32
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	9	42
	遠心分離機	27、ロ	4	27
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	1
	反応施設	27、ヘ	0	1
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	14	97
	湿式集じん施設	27、ル	0	10
	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	1
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	0	2
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	3
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	3	2
	遠心分離機	32、ハ	0	3
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	1	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	2	6
	水洗施設	33、ロ	2	12
	遠心分離機	33、ハ	1	5
	静置分離器	33、ニ	2	12
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0	1
合成ゴム製造業	廃ガス洗浄施設	33、リ	1	4
有機ゴム薬品製造業	水洗施設	34、ハ	0	3
	分離施設	35、ロ	0	2
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	35、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	1
	湿式集じん施設	36、ハ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	5	16
	分離施設	37、ロ	17	33
	ろ過施設	37、ハ	0	5
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	2
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	1
	廃ガス洗浄施設	37、タ	3	14
香料製造業	洗浄施設	41、イ	1	0
	抽出施設	41、ロ	2	0
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	4	46
	ろ過施設	46、ロ	6	61
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6	66

(続き)

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設			調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質 使用特定施設
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	0	1
	ろ過施設	47、ロ	4	29
	分離施設	47、ハ	4	42
	混合施設	47、ニ	2	26
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	3	32
農薬製造業	混合施設	49	2	2
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	3
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、 ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	2	36
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	3	0
	石灰づけ施設	52、ロ	2	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	2	0
	クロム浴施設	52、ニ	26	0
	染色施設	52、ホ	2	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	87	334
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	13	50
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	2
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破碎施設	58、イ	10	46
	水洗式分別施設	58、ロ	3	5
	酸処理施設	58、ハ	1	2
	脱水施設	58、ニ	1	3
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	4
	圧延施設	61、ハ	0	1
	焼入れ施設	61、ニ	1	2
	湿式集じん施設	61、ホ	0	2
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	0	7
	電解施設	62、ロ	1	20
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	11	57
	湿式集じん施設	62、ヘ	1	11
金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	27	54
	電解式洗浄施設	63、ロ	7	20
	カドミウム電極又は鉛電極の化成 施設	63、ハ	2	15
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	167	464
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
ガス供給業又はコークス製造業	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	2
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	666	2,576
電気めつき	電気めつき施設	66	606	1,840
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサン の混合施設	混合施設	66の2	1	2
旅館業	洗たく施設	66の3、ロ	1	0
洗たく業	洗浄施設	67	514	958
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	34	103
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	13	8
	洗浄施設	68の2、ロ	64	74
	入浴施設	68の2、 ハ	14	7
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	1	0
自動車分解整備事業	洗車施設	70の2	3	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	0	2
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事	洗浄施設	71の2、イ	581	1,799
	焼入れ施設	71の2、ロ	3	4
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	3
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	3	18
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	5	14
前各号を除く	洗浄施設	71の5	406	1,818
前各号を除く	蒸留施設	71の6	46	233
し尿処理	し尿処理施設	72	5	3
前2号を除く	排水処理施設	74	24	69
合計			3,614	11,446

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

2) 使用されていた特定有害物質

平成 27 年度に調査結果が報告された施設において、使用されていた特定有害物質を表 3-3 に示す。使用されていた特定有害物質は、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。

表 3-3 使用されていた特定有害物質（平成 27 年度）

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び号番号、記号)		施設数	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
			四塩化炭素	一・一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアニ化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	湿式パーカー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
合成樹脂製造業	縮合反応施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	分離施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
医薬品製造業	ろ過施設	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
	分離施設	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	8	1	0	1	1	0	1	0	1	0	3	1	1	1	0	1	1	0	4	1	5	4	0	0	0	0	
	廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	廃ガス洗浄施設	15	0	0	1	2	0	1	2	1	0	2	0	0	6	1	0	0	0	3	0	5	2	0	0	0	0	
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	48	1	1	5	6	1	5	5	4	1	9	2	2	14	9	2	1	1	15	1	24	21	1	1	1	1	
電気めつき	電気めつき施設	37	1	1	4	5	1	3	4	4	1	8	1	4	18	17	3	1	2	7	2	13	16	1	1	1	1	
旅館業	洗たく施設	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
洗たく業	洗浄施設	32	0	0	2	2	0	0	20	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	1	0	
病院	ちゅう房施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
	洗浄施設	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	5	3	0	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	
	入浴施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
自動車分解整備事業	洗車施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)(に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	58	30	19	18	18	18	27	22	21	18	21	29	29	35	37	34	13	22	33	29	35	38	18	19	16	17	
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
前各号を除く	洗浄施設	28	1	3	3	4	1	10	9	4	1	13	2	2	6	3	3	1	2	5	3	5	5	1	1	1	2	
前各号を除く	蒸留施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	
し尿処理	し尿処理施設	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	
前2号を除く	排水水処理施設	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計		272	37	27	36	40	22	53	64	40	22	62	41	42	94	81	53	17	33	76	42	102	109	22	23	20	26	

3.1.2 法第4条に基づく調査

平成 27 年度における法第 4 条調査の調査義務発生の契機となる法第 4 条第 1 項に基づく形質変更届出件数は 10,650 件であり、法第 4 条第 2 項の調査命令が発出された件数は 118 件であった。

表 3-4 形質変更の届出件数と調査命令件数

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成22年度	10,815	270
平成23年度	9,525	180
平成24年度	9,949	126
平成25年度	10,848	142
平成26年度	10,602	164
平成27年度	10,650	118
合計	62,389	1,000

平成 27 年度に調査結果の報告を受けた事案について、届出面積別の調査報告件数を表 3-5 に示す。「3,000m²以上 5,000m²未満」、「7,000m²以上 10,000m²未満」、「5,000m²以上 7,000m²未満」の順に多かった。また、調査報告件数 130 件の平均面積は 15,644 m²、中央値は 7,485 m²、最大面積は 404,000 m²であった。

表 3-5 面積別の調査報告件数（平成 27 年度）

届出面積(m ²)	調査報告件数
0 < S < 3,000	9
3,000 ≤ S < 5,000	23
5,000 ≤ S < 7,000	19
7,000 ≤ S < 10,000	21
10,000 ≤ S < 15,000	12
15,000 ≤ S < 30,000	17
30,000 ≤ S < 50,000	4
50,000 ≤ S < 100,000	4
100,000m ² 以上	1
小計	110
不明	20
回答事例数	130
平均面積 (m ²)	15,644
中央面積(中央値) (m ²)	7,485
最大面積 (m ²)	404,000
合計面積 (m ²)	1,720,880

注) 3,000m²未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では 3,000m²以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより着工する敷地から形質変更の届出を提出するため届出面積が 3,000m²未満となった。

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機を表3-6に示す。平成27年度において調査結果の報告が1件あった。

表3-6 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果 報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬など (第三種) 不適合		複合汚染	
	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の方に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	1	(4)	1	(2)	1	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	1	(4)	1	(2)	1	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	1	(6)	1	(4)	1	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) () 内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成27年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

平成27年度における法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-7に示す。

表3-7 調査を省略した段階別件数(平成27年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を省略	2	0	0	2
おそれの区分の分類を省略	0	2	0	2
試料採取等を行う区画の選定を省略	0	0	0	0
試料採取等を行う区画の選定後に省略	3	0	0	3
試料採取等の実施を省略	9	1	0	10
うち土壌ガス調査又は地下水調査	1	0	0	1
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	6	0	0	6
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	2	1	0	3
合計	14	3	0	17
調査結果報告件数	254	130	1	385

3.1.5 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質を表3-8に示す。平成27年度の調査対象物質は、VOCでは「トリクロロエチレン」、「1・1-ジクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」の順に多く、次いで「チオベンカルブ」と「チウラム」が同数であった。

表3-8 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC(第一種)											重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物
法第3条調査	61	64	117	118	54	91	97	75	57	122	81	75	125	104	76	30	58	113	71	119	132	35	35	36	52	39
法第4条調査	25	19	31	31	10	41	23	27	12	31	66	37	66	52	51	16	25	77	41	51	59	6	6	6	16	11
法第5条調査	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	157	153	196	194	140	172	177	168	146	196	191	190	233	196	186	84	170	273	233	241	207	85	86	85	130	85
平成27年度	244	236	344	343	204	304	298	270	215	350	338	302	424	352	313	130	253	463	345	411	398	126	127	127	198	135
累計	1,589	1,494	2,506	2,452	1,295	1,978	2,152	1,701	1,368	2,491	2,118	1,901	3,007	2,465	2,018	778	1,683	3,121	2,168	2,792	2,597	754	751	777	1,222	845

注）累計は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成27年度末までの件数である。

3.1.6 業種区分

法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく土壌汚染状況調査の対象となった業種ごとの調査対象物質を表3-9に示す。調査結果報告件数を業種別にみると、「製造業」、「公務（他に分類されるものを除く）」、「生活関連サービス業、娯楽業」、の順に多かった。

表3-9 業種区分別の調査結果報告件数及び調査対象物質（平成27年度）

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	調査結果 報告件数 (H27)	件数 %	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農業等(第三種)						
			四 塩 化 炭 素	一・ 一・ ジ クロ ロ エ タ ン	一・ 一・ ジ クロ ロ エ チ レ ン	シ ス ー 一・ 一・ ジ クロ ロ エ チ レ ン	一・ 一・ 三 ジ クロ ロ プロ ペ ン	ジ クロ ロ メ タ ン	テ トラ クロ ロ エ チ レ ン	一・ 一・ 一・ トリ クロ ロ エ タ ン	一・ 一・ 一・ トリ クロ ロ エ タ ン	トリ クロ ロ エ チ レ ン	ベン ゼ ン	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物	六 価 クロ ム 化 合 物	シ アン 化 合 物	水 銀 及 び そ の 化 合 物	アル キ ル 水 銀	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	鉛 及 び そ の 化 合 物	砒 素 及 び そ の 化 合 物	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	ほう 素 及 び そ の 化 合 物	シ マ ジ ン	チ オ ベン カ ル ブ	チ ウ ラ ム	ポリ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル (P C B)	有機 りん 化 合 物	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
05 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
D 建設業	10	1.3	4	4	5	5	3	4	4	4	4	5	5	4	4	3	4	2	4	5	9	8	3	3	3	3	3	3	3
06 総合工事業	9	1.2	4	4	5	5	3	4	4	4	4	5	4	4	4	3	4	2	4	4	9	8	3	3	3	3	3	3	3
08 設備工事業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 製造業	272	36.1	76	74	133	132	62	113	96	107	69	136	110	91	167	117	80	30	70	162	92	163	156	30	30	30	30	54	29
09 食料品製造業	2	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	4	0.5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	0	0	0	4	0	
11 繊維工業	2	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1	0.1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	
15 印刷・同関連業	16	2.1	10	10	11	11	9	12	10	10	10	11	11	8	11	7	6	2	6	11	7	7	11	3	3	3	3	4	3
16 化学工業	21	2.8	8	9	9	7	6	9	8	8	8	8	10	9	11	10	11	2	8	12	10	12	12	6	6	6	8	5	
17 石油製品・石炭製品製造業	6	0.8	1	1	3	2	1	1	2	2	2	3	5	2	3	1	2	1	1	4	2	2	1	0	0	0	3	0	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19 ゴム製品製造業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 窯業・土石製品製造業	16	2.1	3	4	4	4	3	4	3	4	4	4	4	7	7	5	5	1	7	10	6	9	6	2	2	2	4	2	
22 鉄鋼業	8	1.1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	5	6	4	2	4	7	5	5	5	1	1	1	1	1	
23 非鉄金属製造業	14	1.9	6	5	7	7	2	6	5	5	2	6	5	8	10	5	6	2	4	8	6	10	7	2	2	2	4	2	
24 金属製品製造業	62	8.2	11	11	27	29	11	21	15	15	10	32	10	15	45	35	11	6	10	27	11	34	38	8	8	8	9	8	
25 はん用機械器具製造業	8	1.1	0	0	4	4	0	4	2	3	0	4	4	2	6	4	0	0	2	6	1	5	5	0	0	0	0	0	0
26 生産用機械器具製造業	5	0.7	3	2	5	5	2	4	2	4	2	5	4	3	4	3	3	2	2	4	3	4	5	2	2	2	2	2	
27 業務用機械器具製造業	6	0.8	1	1	3	3	1	1	1	1	1	3	2	0	2	1	0	0	0	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	21	2.8	10	6	10	10	4	11	8	9	6	10	11	6	10	10	5	2	3	15	7	18	12	0	0	0	2	0	
29 電気機械器具製造業	27	3.6	6	7	18	18	6	13	13	15	7	19	10	7	12	9	7	5	6	17	8	18	17	3	3	3	6	3	
30 情報通信機械器具製造業	3	0.4	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2	2	0	0	0	1	0	
31 輸送用機械器具製造業	29	3.9	4	4	13	14	4	13	11	15	4	14	19	8	19	9	8	1	5	20	10	18	18	1	1	1	3	1	
32 その他の製造業	17	2.3	2	4	7	6	3	4	4	5	3	5	4	5	11	5	5	2	5	11	7	10	8	1	1	1	1	1	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	24	3.2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	12	13	9	10	11	7	9	18	15	12	9	4	4	4	12	4	
33 電気業	12	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	3	3	3	2	3	7	4	5	2	0	0	0	6	1	
34 ガス業	8	1.1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	7	6	4	5	5	3	4	7	7	3	4	3	3	3	4	2	
36 水道業	4	0.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	4	4	4	3	1	1	1	2	1	
G 情報通信業	2	0.3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
37 通信業	1	0.1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
41 映像・音声・文字情報制作業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
H 運輸業、郵便業	16	2.1	5	5	6	6	5	6	6	6	5	6	8	6	7	6	7	2	5	13	9	9	6	3	3	3	7	3	
42 鉄道業	4	0.5	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	2	0	1	0	1	0	0	4	2	2	1	0	0	0	0	0	
43 道路旅客運送業	3	0.4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	3	3	3	2	1	1	1	3	1	
44 道路貨物運送業	4	0.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	
46 航空運輸業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
47 倉庫業	3	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	
48 運輸に附帯するサービス業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	

(続き)

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	調査結果 報告件数 (H27)		VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
			四 塩 化 炭 素	一・一・ジ クロ ロ エ タ ン	一・一・ジ クロ ロ エ チ レ ン	シ ス ー 一・二・ジ クロ ロ エ チ レ ン	一・三・ジ クロ ロ プロ ペン	ジ クロ ロ メ タ ン	テ トラ クロ ロ エ チ レ ン	一・一・一・トリ クロ ロ エ タ ン	一・一・二・トリ クロ ロ エ タ ン	トリ クロ ロ エ チ レ ン	ペン ゼン	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物	六 価 クロ ム 化 合 物	シ ア ン 化 合 物	水 銀 及 び そ の 化 合 物	アル キ ル 水 銀	セ レン 及 び そ の 化 合 物	鉛 及 び そ の 化 合 物	砒 素 及 び そ の 化 合 物	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	ほう 素 及 び そ の 化 合 物	シ マ ジン	チ オ ベン カル ブ	テ ウ ラム	ポリ 塩 化 ビ フェ ニ ル (P C B)	有機 りん 化 合 物				
	件数	%																														
I 卸売・小売業	22	2.9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	16	7	10	9	9	7	7	15	7	8	10	6	6	6	6	7	6			
50 各種商品卸売業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
54 機械器具卸売業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
55 その他の卸売業	3	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
56 各種商品小売業	5	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0			
59 機械器具小売業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0				
60 その他の小売業	11	1.5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10	5	5	5	5	5	9	5	5	5	6	5	5	5	5	5	5			
J 金融・保険業	3	0.4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0			
62 銀行業	3	0.4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0			
K 不動産業、物品賃貸業	16	2.1	10	9	10	10	9	9	12	10	9	10	10	10	11	10	10	6	9	10	10	11	10	5	5	5	10	5	5			
68 不動産取引業	12	1.6	7	7	7	7	7	7	8	7	7	7	8	8	9	8	8	4	7	8	8	9	8	3	3	3	8	3	3			
69 不動産賃貸業・管理業	4	0.5	3	2	3	3	2	2	4	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
L 学術研究、専門・技術サービス業	44	5.8	26	26	25	23	21	30	22	24	21	24	29	31	35	35	32	16	28	33	30	36	37	20	21	20	17	23	23			
71 学術・開発研究機関	33	4.4	19	19	18	16	14	22	15	17	14	17	21	23	27	26	25	10	21	24	22	28	27	12	13	12	10	15	15			
72 専門サービス業(他に分類されないもの)	4	0.5	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	4	2	1	2	4	3	3	3	3	3	3	2	3	3			
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	7	0.9	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7	5	5	5	5	5	5			
N 生活関連サービス業、娯楽業	48	6.4	7	8	36	39	7	7	39	10	7	39	8	4	3	5	3	2	3	3	3	6	9	2	2	3	3	3	2	2		
78 洗濯・理容・美容・浴場業	40	5.3	6	7	35	38	6	6	38	9	6	38	7	2	2	3	2	1	2	2	2	5	2	1	1	2	2	2	1			
79 その他の生活関連サービス業	7	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0			
80 娯楽業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
O 教育、学習支援業	26	3.4	14	10	12	11	8	12	11	9	8	11	14	17	19	18	18	8	11	20	16	15	17	8	8	8	10	10	10			
81 学校教育	23	3.1	14	10	9	8	8	12	8	9	8	8	14	17	19	18	18	8	11	20	16	15	17	8	8	8	10	10	10			
82 その他の教育、学習支援業	3	0.4	0	0	3	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
P 医療、福祉	43	5.7	8	9	7	7	5	13	6	6	7	6	13	15	27	30	34	12	16	19	22	27	33	3	3	3	9	6	6			
83 医療業	42	5.6	8	9	7	7	5	12	6	6	7	6	12	15	27	29	33	12	16	19	22	27	32	3	3	3	9	6	6			
84 保健衛生	1	0.1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
R サービス業(他に分類されないもの)	15	2.0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	7	8	10	8	9	5	8	13	9	9	9	4	3	4	4	3	3			
88 廃棄物処理業	8	1.1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	7	6	7	3	6	7	7	7	6	2	1	2	2	1	1			
89 自動車整備業	3	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
92 その他の事業サービス業	3	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1			
95 その他のサービス業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
S 公務(他に分類されるものを除く)	67	8.9	27	25	28	28	24	29	27	27	25	29	45	32	40	36	36	14	30	55	45	35	33	14	14	14	23	14	14			
97 国家公務	21	2.8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	11	4	7	4	5	3	3	13	10	4	4	2	2	2	4	2	2			
98 地方公務	46	6.1	24	22	25	25	21	26	24	24	22	26	34	28	33	32	31	11	27	42	35	31	29	12	12	12	19	12	12			
T 分類不能の産業	22	2.9	15	15	16	16	15	16	16	15	15	16	15	16	17	16	15	6	15	19	17	15	15	10	10	10	15	7	7			
99 分類不能の産業	22	2.9	15	15	16	16	15	16	16	15	15	16	15	16	17	16	15	6	15	19	17	15	15	10	10	10	15	7	7			
不明	123	16.3	33	32	45	45	26	45	39	33	26	47	44	45	62	46	42	13	35	75	58	55	46	15	15	15	25	20	20			
合計	754	100	245	237	345	344	205	305	299	271	216	351	339	303	425	353	314	130	254	464	346	412	399	127	127	128	199	135	135			

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 特定有害物質別及び調査の契機別の要措置区域等指定件数

平成 27 年度に指定された要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数を表 3-10 及び図 3-1 に示す。要措置区域等のうち、VOC のみの基準不適合は 31 件、重金属等のみの基準不適合は 386 件、農薬等の基準不適合は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）は 62 件であった。

表 3-10 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 27 年度）

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域件 数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	28	72	100	18	68	0	14
法第4条	10	40	50	2	40	0	8
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	32	287	319	10	274	0	35
法第3条・法第14条	0	4	4	1	1	0	2
法第4条・法第14条	2	3	5	0	3	0	2
処理業省令第13条	0	1	1	0	0	0	1
計	72	407	479	31	386	0	62

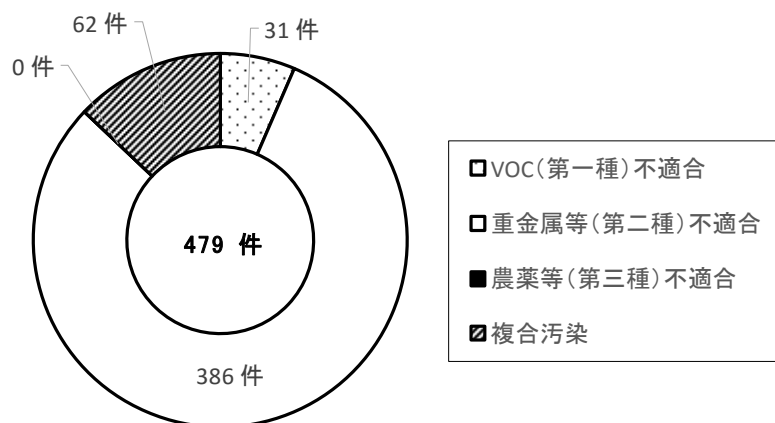


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 27 年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

平成 27 年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-11 に示す。
要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-11 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（平成 27 年度）

都道府県 政令市		調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
北海道地区	北海道	4	0	2	2	0	2	0	0
	札幌市	12	3	5	8	0	4	0	4
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16	3	7	10	0	6	0	4
東北地区	青森県	2	0	0	0	0	0	0	0
	青森市	2	0	2	2	0	2	0	0
	八戸市	2	0	1	1	0	1	0	0
	岩手県	9	2	7	9	0	9	0	0
	盛岡市	2	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	6	1	4	5	0	5	0	0
	仙台市	3	1	1	2	1	1	0	0
	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	4	0	2	2	0	2	0	0
	山形市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福島県	5	1	3	4	0	4	0	0
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	6	0	0	0	0	0	0	0
	いわき市	1	0	1	1	0	1	0	0
	計	43	5	22	27	1	26	0	0
関東地区	茨城県	8	2	6	8	1	6	0	1
	水戸市	2	1	1	2	0	1	0	1
	つくば市	4	0	0	0	0	0	0	0
	栃木県	10	0	1	1	0	1	0	0
	宇都宮市	6	1	2	3	1	2	0	0
	群馬県	10	0	1	1	0	1	0	0
	前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	2	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	太田市	3	1	1	2	0	2	0	0
	埼玉県	33	8	12	20	3	15	0	2
	さいたま市	4	1	3	4	1	3	0	0
	川越市	1	1	2	3	0	3	0	0
	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	3	0	2	2	0	2	0	0
	所沢市	5	1	1	2	1	1	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	2	1	0	1	1	0	0	0
	越谷市	5	0	1	1	0	1	0	0
	千葉県	5	1	4	5	0	5	0	0
	千葉市	5	1	2	3	0	3	0	0
	市川市	2	0	2	2	0	2	0	0
	船橋市	2	1	2	3	0	1	0	2
	松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	柏市	1	1	1	2	0	0	0	2
	市原市	2	0	1	1	1	0	0	0
	東京都	149	14	92	106	8	82	0	16
	八王子市	5	1	2	3	0	3	0	0
	町田市	1	0	1	1	0	1	0	0
	神奈川県	10	2	4	6	0	6	0	0
	横浜市	34	0	9	9	0	9	0	0
	川崎市	11	0	6	6	1	5	0	0

(続き)

都道府県 政令市		調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
関東地区	相模原市	4	0	2	2	0	2	0	0
	横須賀市	2	0	2	2	0	1	0	1
	平塚市	5	1	2	3	0	3	0	0
	藤沢市	2	0	0	0	0	0	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	2	0	3	3	1	2	0	0
	厚木市	1	0	1	1	0	0	0	1
	大和市	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟県	6	0	2	2	0	2	0	0
	新潟市	6	0	3	3	0	2	0	1
	長岡市	1	0	1	1	0	1	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	7	2	4	6	1	5	0	0
	甲府市	1	0	1	1	0	1	0	0
	静岡県	3	0	0	0	0	0	0	0
	静岡市	5	0	2	2	0	2	0	0
	浜松市	6	2	2	4	0	3	0	1
	沼津市	2	1	2	3	0	3	0	0
	富士市	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	379	44	186	230	20	182	0	28
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	2	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	1	0	1	1	0	1	0	0
	金沢市	2	1	3	4	0	4	0	0
	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井市	3	0	2	2	0	1	0	1
	長野県	4	1	3	4	0	1	0	3
	長野市	3	1	0	1	0	1	0	0
	松本市	2	2	2	4	0	4	0	0
	岐阜県	3	0	4	4	0	4	0	0
	岐阜市	4	1	1	2	0	2	0	0
	愛知県	6	1	3	4	1	3	0	0
	名古屋市	23	2	11	13	0	10	0	3
	豊橋市	1	0	1	1	0	1	0	0
	岡崎市	4	0	1	1	0	1	0	0
	一宮市	2	0	0	0	0	0	0	0
	春日井市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	三重県	1	0	1	1	0	1	0	0
	四日市市	1	0	1	1	0	1	0	0
	計	62	9	34	43	1	35	0	7
近畿地区	滋賀県	15	3	3	6	2	4	0	0
	大津市	1	0	0	0	0	0	0	0
	京都府	2	0	2	2	0	2	0	0
	京都市	8	3	4	7	1	6	0	0
	大阪府	16	0	10	10	1	9	0	0
	大阪市	35	0	27	27	2	20	0	5
	堺市	8	0	7	7	0	5	0	2
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	1	0	1	1	0	1	0	0
	吹田市	4	1	3	4	0	4	0	0
	高槻市	8	1	7	8	1	7	0	0
	枚方市	4	0	1	1	0	1	0	0
	茨木市	2	0	0	0	0	0	0	0
	八尾市	1	0	1	1	0	1	0	0
	寝屋川市	1	0	0	0	0	0	0	0
	東大阪市	2	0	2	2	1	1	0	0
	兵庫県	26	0	17	17	0	15	0	2
	神戸市	8	0	6	6	0	6	0	0
	姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0
	尼崎市	9	0	8	8	0	6	0	2

(続き)

都道府県 政令市		調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
近畿地区	明石市	4	0	4	4	0	4	0	0
	西宮市	3	0	1	1	0	1	0	0
	加古川市	2	0	2	2	0	1	0	1
	宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	1	0	0	0	0	0	0	0
	奈良市	0	0	1	1	0	1	0	0
	和歌山県	1	1	0	1	0	0	0	1
	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	162	9	107	116	8	95	0	13
中国四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	1	0	1	1	0	1	0	0
	島根県	2	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	6	0	1	1	0	0	0	1
	岡山市	2	0	2	2	0	2	0	0
	倉敷市	3	0	4	4	0	1	0	3
	広島県	5	0	2	2	0	2	0	0
	広島市	4	0	1	1	0	0	0	1
	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0
	福山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	4	0	5	5	0	2	0	3
	下関市	3	1	1	2	0	2	0	0
	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松市	4	0	2	2	0	2	0	0
	愛媛県	1	0	1	1	0	1	0	0
	松山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
	高知市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	36	1	20	21	0	13	0	8
九州地区	福岡県	12	1	8	9	0	9	0	0
	北九州市	8	0	7	7	0	5	0	2
	福岡市	6	0	3	3	0	3	0	0
	久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎県	1	0	0	0	0	0	0	0
	長崎市	5	0	2	2	0	2	0	0
	佐世保市	5	0	3	3	0	3	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本市	3	0	1	1	0	1	0	0
	大分県	5	0	5	5	0	5	0	0
	大分市	2	0	1	1	0	1	0	0
	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	3	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市	2	0	0	0	0	0	0	0
	沖縄県	2	0	1	1	1	0	0	0
	那覇市	2	0	0	0	0	0	0	0
	計	56	1	31	32	1	29	0	2
合計		754	72	407	479	31	386	0	62

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

注3) 調査結果報告件数は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に関する件数を示す。

3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表 3-12、図 3-2 及び図 3-3 に示す。平成 27 年度に指定された要措置区域等において、VOC では「テトラクロロエチレン」と「トリクロロエチレン」が同数であり、次いで「シス-1,2-ジクロロエチレン」となっている。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においては、VOC では「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

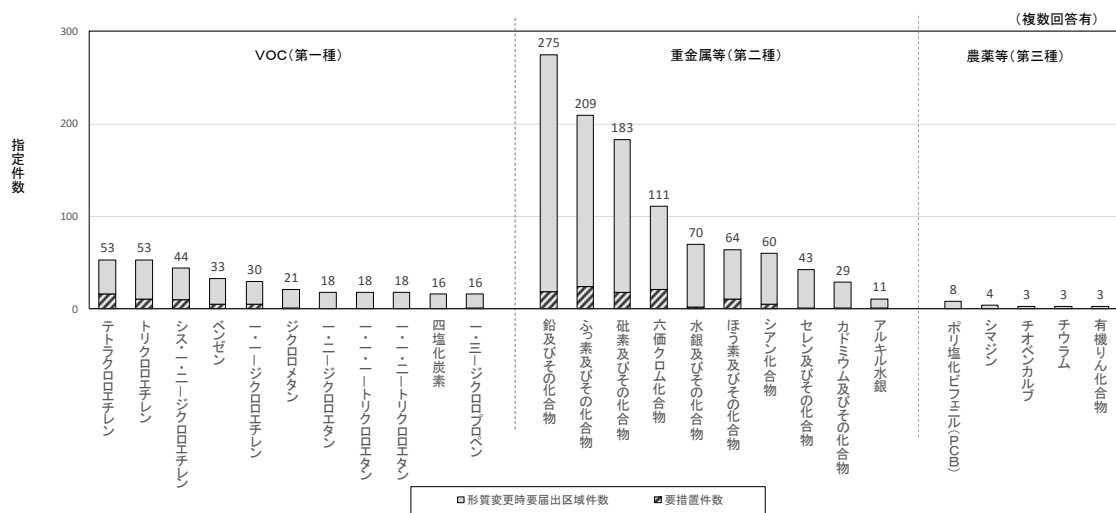


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 27 年度）

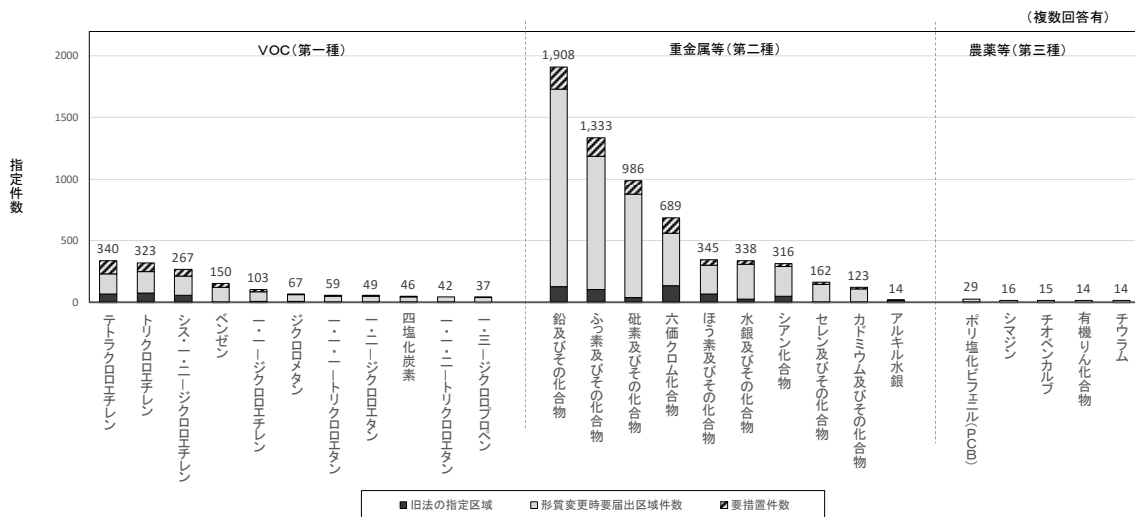


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（累計）

3.2.3 業種区分

平成 27 年度に指定された要措置区域等について、基準不適合となった特定有害物質を業種区分別に表 3-13 に示す。VOC による基準不適合件数が最も多かった業種は、「生活関連サービス業、娯楽業」であり、重金属等による基準不適合件数が多かった業種は、「製造業」であった。

表 3-13 業種区分別の要措置区域等指定件数及び基準不適合物質（平成 27 年度）

		(件数:複数回答有)																																
	指定件数	VOC（第一種） 不適合	重金属等（第二種） 不適合	農業等（第三種） 不適合	複合汚染	調査の省略	VOC（第一種）										重金属等（第二種）										農業等（第三種）							
							四塩化炭素	一・一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	シス・一・一・二・ジクロロエチレン	一・三・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物		
C	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
	05 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
D	建設業	15	1	14	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	4	3	3	3	7	10	8	1	0	0	0	0	0	
	06 総合工事業	11	0	11	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	2	2	2	5	9	7	0	0	0	0	0	0	0	
	07 職別工事業（設備工事業を除く）	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
	08 設備工事業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E	製造業	165	7	127	0	31	22	7	9	13	21	7	10	22	8	9	24	13	10	52	28	18	2	19	88	53	90	42	3	2	2	4	2	
	09 食料品製造業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
	11 繊維工業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	15 印刷・同関連業	6	0	4	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	5	1	0	2	0	0	0	0	0	0
	16 化学工業	16	2	6	0	8	7	4	6	5	5	4	6	4	4	4	6	7	1	5	5	6	0	4	7	8	8	4	0	0	0	1	0	
	17 石油製品・石炭製品製造業	5	0	4	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	4	2	2	1	0	0	0	0	0	
	21 窯業・土石製品製造業	9	0	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	4	4	4	7	1	0	0	0	0	0	0	
	22 鉄鋼業	9	0	8	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	5	2	1	0	1	9	5	7	5	1	0	0	0	0	
	23 非鉄金属製造業	5	0	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	3	3	4	1	0	0	0	1	0	
	24 金属製品製造業	39	1	28	0	10	6	2	2	4	9	2	2	8	3	3	8	3	3	22	16	4	2	4	11	6	21	18	2	2	2	2	2	
	25 はん用機械器具製造業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	
	26 生産用機械器具製造業	7	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5	2	5	1	0	0	0	0	0	
	27 業務用機械器具製造業	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3	2	0	0	0	0	0	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	15	2	12	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	2	1	0	1	2	0	0	1	8	4	9	1	0	0	0	0	0	
	29 電気機械器具製造業	13	0	11	0	2	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	2	0	1	10	5	6	2	0	0	0	0	0	
	31 輸送用機械器具製造業	14	0	12	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	0	1	0	0	8	3	8	2	0	0	0	0	0	
	32 その他の製造業	9	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7	5	3	1	0	0	0	0	0	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	19	0	16	0	3	4	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	4	2	0	0	14	9	9	0	0	0	0	0	0	
	33 電気業	5	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	
	34 ガス業	10	0	7	0	3	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	0	4	1	0	0	6	3	4	0	0	0	0	0	0	
	36 水道業	4	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	
G	情報通信業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	41 映像・音声・文字情報制作業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(続き)

(件数:複数回答有)																																							
		指定件数	VOC（第一種） 不適合	重金属等（第二種） 不適合	農薬等（第三種） 不適合	複合汚染	調査の省略	VOC（第一種）										重金属等（第二種）										農薬等（第三種）											
								四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物						
H	運輸業、郵便業	13	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	7	4	6	0	0	0	0	0	0	
	42 鉄道業	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	0	0	0	0	
	43 道路旅客運送業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
	44 道路貨物運送業	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
	47 倉庫業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	48 運輸に附帯するサービス業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
I	卸売・小売業	14	1	11	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	11	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	50 各種商品卸売業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	55 その他の卸売業	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	56 各種商品小売業	2	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	
	60 その他の小売業	7	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J	金融・保険業	3	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	0	0	0
	62 銀行業	3	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	0	0	0
K	不動産業、物品賃貸業	10	0	9	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	5	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	68 不動産取引業	8	0	7	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	69 不動産賃貸業・管理業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
L	学術研究、専門・技術サービス業	15	1	13	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	2	4	1	2	9	8	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	71 学術・開発研究機関	14	0	13	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	4	1	2	9	8	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
N	生活関連サービス業、娯楽業	19	14	4	0	1	2	0	0	1	2	1	0	13	0	0	4	0	1	0	1	1	1	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	78 洗濯・理容・美容・浴場業	17	14	2	0	1	2	0	0	1	2	1	0	13	0	0	4	0	0	0	0	1	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	79 その他の生活関連サービス業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	80 娯楽業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
O	教育、学習支援業	16	0	16	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	81 学校教育	15	0	15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	82 その他の教育、学習支援業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
P	医療、福祉	28	0	28	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	10	1	2	7	13	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	83 医療業	27	0	27	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	10	1	2	7	13	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R	サービス業(他に分類されないもの)	11	0	9	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	1	0	1	8	4	5	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
	88 廃棄物処理業	8	0	6	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	2	1	0	1	6	4	5	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
	89 自動車整備業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	90 機械等修理業(別掲を除く)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
S	公務(他に分類されるものを除く)	68	3	55	0	10	4	5	5	7	9	4	5	6	5	5	10	8	6	17	10	9	1	10	53	33	24	7	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
	97 国家公務	16	1	13	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	1	0	0	11	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	98 地方公務	52	2	42	0	8	4	5	5	7	9	4	5	6	5	5	10	5	6	15	10	8	1	10	42	28	23	7	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
T	分類不能の産業	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	99 分類不能の産業	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明		70	3	60	0	7	9	2	1	4	5	1	2	7	2	1	6	3	4	16	4	9	1	4	44	28	28	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		479	31	386	0	62	58	16	18	30	44	16	21	53	18	18	53	33	29	111	60	70	11	43	275	183	209	64	4	3	3	8	3	8	3	8	3		

3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

平成 27 年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-14 から表 3-16 及び図 3-4 から図 3-6 に示す。

1) 基準不適合面積

基準不適合面積について、表 3-14 及び図 3-4 に示す。平成 27 年度の指定件数においては、「1,000㎡以上 3,000㎡未満」、「200㎡以上 500㎡未満」、「500㎡以上 1000㎡未満」の順に多かった。

表 3-14 基準不適合面積（平成 27 年度）

基準不適合面積 (㎡)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ S < 20	1	1%	3	1%	4	1%	1	3%	3	1%	0	0%	0	0%
20 ≤ S < 50	1	3%	11	4%	12	4%	1	7%	9	3%	0	0%	2	4%
50 ≤ S < 100	9	16%	27	11%	36	11%	9	38%	26	10%	0	0%	1	5%
100 ≤ S < 200	15	37%	46	22%	61	25%	5	55%	53	24%	0	0%	3	11%
200 ≤ S < 500	23	70%	58	37%	81	42%	7	79%	69	43%	0	0%	5	20%
500 ≤ S < 1,000	4	76%	59	53%	63	56%	3	90%	54	57%	0	0%	6	31%
1,000 ≤ S < 3,000	11	91%	86	75%	97	77%	1	93%	78	78%	0	0%	18	64%
3,000 ≤ S < 5,000	2	94%	26	82%	28	84%	1	97%	21	84%	0	0%	6	75%
5,000 ≤ S < 10,000	1	96%	32	90%	33	91%	0	97%	30	92%	0	0%	3	80%
10,000㎡以上	3	100%	39	100%	42	100%	1	100%	30	100%	0	0%	11	100%
小計	70	-	387	-	457	-	29	-	373	-	0	-	55	-
不明件数	2	-	20	-	22	-	2	-	13	-	0	-	7	-
回答事例数	72	-	407	-	479	-	31	-	386	-	0	-	62	-
平均面積(㎡)	2,742		8,505		7,623		1,063		8,005		0		8,484	
最大面積(㎡)	74,118		771,842		771,842		19,461		771,842		0		80,100	
合計面積(㎡)	191,934		3,291,552		3,483,486		30,837		2,986,003		0		466,646	

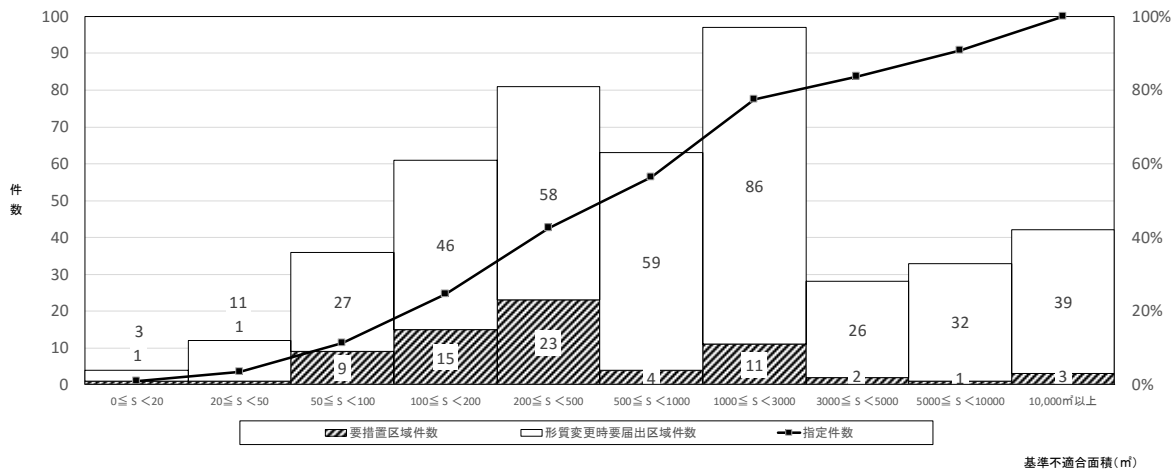


図 3-4 基準不適合面積（平成 27 年度）

2) 汚染到達深度

汚染到達深度について、表 3-15 及び図 3-5 に示す。平成 27 年度の指定件数においては、「1m 超過 2m 以下」、「0.5m 超過 1m 以下」、「5m 超過 10m 以下」の順に多かった。

表 3-15 汚染到達深度（平成 27 年度）

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ D < 0.5	0	0%	2	1%	2	1%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%
0.5 ≤ D < 1	9	19%	30	19%	39	19%	4	22%	33	19%	0	0%	2	11%
1 ≤ D < 2	9	38%	36	40%	45	39%	4	44%	41	42%	0	0%	0	11%
2 ≤ D < 3	10	58%	26	55%	36	56%	4	67%	31	59%	0	0%	1	16%
3 ≤ D < 4	1	60%	16	64%	17	63%	1	72%	14	66%	0	0%	2	26%
4 ≤ D < 5	6	73%	14	73%	20	73%	3	89%	14	74%	0	0%	3	42%
5 ≤ D < 10	9	92%	29	89%	38	90%	1	94%	29	90%	0	0%	8	84%
10 ≤ D < 15	4	100%	14	98%	18	98%	1	100%	15	98%	0	0%	2	95%
15m 超過	0	100%	4	100%	4	100%	0	100%	3	100%	0	0%	1	100%
小計	48	-	171	-	219	-	18	-	182	-	0	-	19	-
不明件数	24	-	236	-	260	-	13	-	204	-	0	-	43	-
回答事例数	72	-	407	-	479	-	31	-	386	-	0	-	62	-
平均深度(m)	3.6		3.8		3.8		2.7		3.6		-		6.2	
最深深度(m)	14.0		33.5		33.5		12.5		33.5		-		16.0	

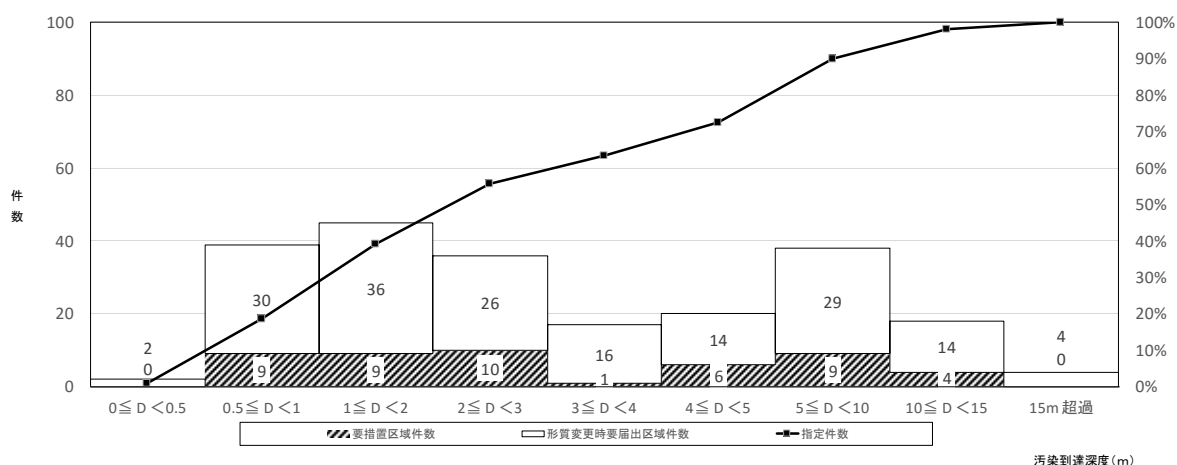


図 3-5 汚染到達深度（平成 27 年度）

3) 基準不適合土量

基準不適合土量について、表 3-16 及び図 3-6 に示す。平成 27 年度の指定件数においては、「500m³ 以上 1000m³ 未満」、「100m³ 以上 200m³ 未満」、「1,000m³ 以上 3,000m³ 未満」の順に多かった。

表 3-16 基準不適合土量（平成 27 年度）

基準不適合土量 (m ³)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ V < 50	2	7%	8	7%	10	7%	2	22%	8	6%	0	0%	0	0%
50 ≤ V < 100	6	29%	13	18%	19	20%	1	33%	18	21%	0	0%	0	0%
100 ≤ V < 200	6	50%	17	33%	23	36%	2	56%	21	37%	0	0%	0	0%
200 ≤ V < 500	5	68%	16	47%	21	51%	3	89%	16	50%	0	0%	2	25%
500 ≤ V < 1,000	3	79%	22	66%	25	69%	1	100%	23	68%	0	0%	1	38%
1,000 ≤ V < 3,000	3	89%	19	83%	22	84%	0	100%	20	84%	0	0%	2	63%
3,000 ≤ V < 5,000	0	89%	5	87%	5	87%	0	100%	3	87%	0	0%	2	88%
5,000 ≤ V < 10,000	1	93%	9	95%	10	94%	0	100%	9	94%	0	0%	1	100%
10,000m ³ 以上	2	100%	6	100%	8	100%	0	100%	8	100%	0	0%	0	100%
小計	28	-	115	-	143	-	9	-	126	-	0	-	8	-
不明件数	44	-	292	-	336	-	22	-	260	-	0	-	54	-
回答事例数	72	-	407	-	479	-	31	-	386	-	0	-	62	-
平均土量(m ³)	2,852		3,004		2,974		232		3,202		0		2,463	
最大土量(m ³)	50,121		98,827		98,827		622		98,827		0		5,892	
合計土量(m ³)	79,867		345,431		425,298		2,088		403,507		0		19,703	

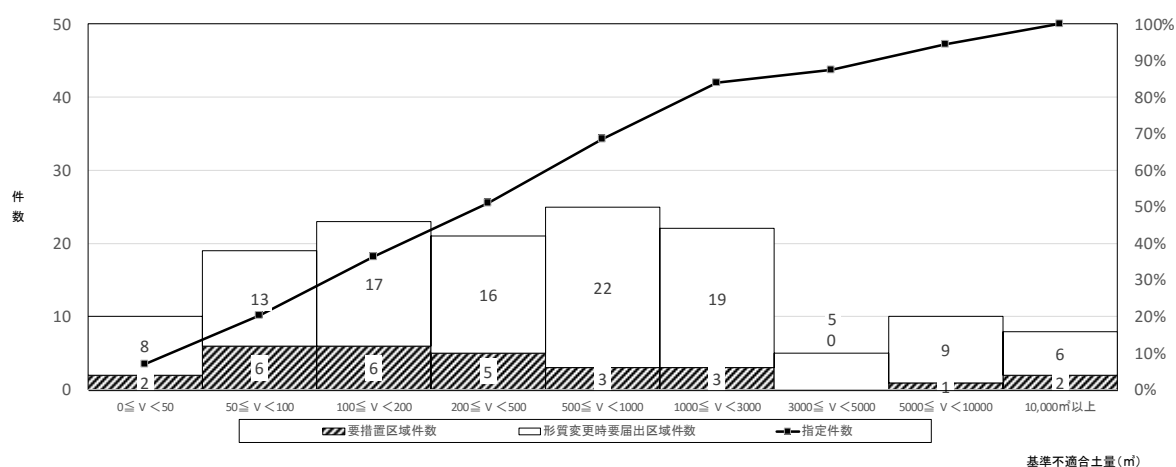


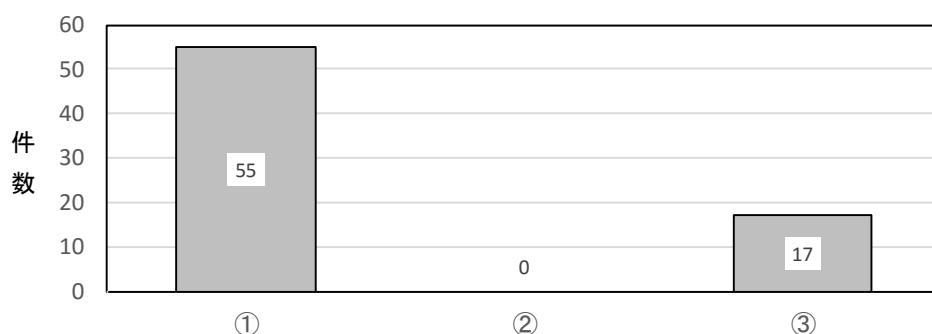
図 3-6 基準不適合土量（平成 27 年度）

3.2.5 摂取経路

平成 27 年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-17 及び図 3-7 に示す。平成 27 年度では、要措置区域において土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 55 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 44 件（80%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 0 件であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 17 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 12 件（71%）であった。

表 3-17 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（平成 27 年度）

	要措置区域 件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例	55	18	30	0	7
周辺での地下水の飲用利用等がある	44	12	26	0	6
水道事業用の井戸がある	4	2	2	0	0
災害時の飲用井戸がある	1	1	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
飲用井戸等はない	0	0	0	0	0
その他	6	3	2	0	1
② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例	0	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例	17	0	14	0	3
周辺での地下水の飲用利用等がある	12	0	10	0	2
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
飲用井戸等はない	1	0	1	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	1	0	0	0	1
その他	3	0	3	0	0
回答事例数	72	18	44	0	10



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（平成 27 年度）

3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者

平成 27 年度に指定された要措置区域において、指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係を表 3-18 に示す。平成 27 年度では、要措置区域において指示を受けた者のうち「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 42 件（58%）と最も多かった。また、要措置区域の措置実施者としては、土地所有者（かつ汚染原因者である）が 35 件（49%）と最も多かった。さらに、要措置区域の費用負担者としても、土地所有者（かつ汚染原因者である）が 29 件（40%）と最も多かった。

表 3-18 指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係（複数回答有）（平成 27 年度）

	土地所有者 （かつ汚染原因者である）	土地所有者 （かつ汚染原因者でない）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者である）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者でない）	汚染原因者（左記以外）	不明	未定	小計
指示を受けた者	42	26	0	3	1	－	－	72
措置実施者	35	26	0	3	0	8	0	72
費用負担者	29	12	1	0	0	30	0	72

4. 土壌汚染対策事例

4.1 地下水汚染の有無

平成 27 年度に指定された要措置区域における地下水汚染の有無を表 4-1 に示す。地下水汚染のある要措置区域は 20 件（28％）であった。

表 4-1 土壌溶出基準が不適合の場合の地下水汚染の有無（平成 27 年度）

	要措置区域 件数	VOC (第一種) 不適合	重金属 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
地下水汚染がある	20	9	3	0	8
地下水汚染がない	52	9	41	0	2
	72	18	44	0	10

4.2 指示措置の内容

平成 27 年度に指定された要措置区域における指示措置の内容を表 4-2 に示す。地下水等の摂取によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質の測定」が、直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」が最も多かった。

指示措置と実施措置の関係を表 4-3 及び表 4-4 に示す。地下水等の摂取によるリスクにおいて、指示措置が地下水の水質の測定の場合は、掘削除去を行う事例が最も多く、指示措置が原位置封じ込め又は遮土工封じ込めの場合も、掘削除去を行う事例が最も多かった。また、直接摂取によるリスクにおいて、指示措置が盛土の場合は、盛土もしくは掘削除去を行う事例が同数で最も多く、指示措置が土壌入換えの場合は、立入禁止を行う事例のみであり、指示措置が土壌汚染の除去の場合は、掘削除去を行う事例のみであった。

表 4-2 指示措置の内容

（件数：複数回答有）

		措置の 指示件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
		H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計
地下水等の 摂取による リスク	地下水の水質の測定	57	(287)	10	(46)	41	(207)	0	(0)	6	(34)
	原位置封じ込め又は遮土工封じ込め	16	(77)	9	(39)	1	(12)	0	(0)	6	(26)
	遮断工封じ込め	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	合計	73	(365)	19	(85)	42	(219)	0	(0)	12	(61)
直接 摂取による リスク	盛土	3	(21)	－	－	2	(18)	－	－	1	(3)
	土壌入れ替え	1	(4)	－	－	1	(4)	－	－	0	(0)
	土壌汚染の除去	1	(15)	－	－	1	(13)	－	－	0	(2)
	合計	5	(40)	－	－	4	(35)	－	－	1	(5)

注 1) 1 つの区域において、複数の措置の指示が行われること等があるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 5 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」である。

注 3) () 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

表 4-3 地下水等の摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

実施措置			地下水の水質の測定		現位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め		不溶化				未実施・未報告		
											掘削除去		現位置浄化による除去				現位置不溶化		不溶化埋め戻し				
指示措置			H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27		
地下水の水質の測定			57	(287)	18	(88)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	24	(195)	2	(15)	0	(0)	0	(1)	0	(3)	23
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め			16	(77)	0	(11)	0	(1)	0	(1)	2	(10)	3	(34)	2	(36)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	10
遮断工封じ込め			0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0

注 1) 1つの区域において、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、措置の指示件数及び実施件数は要措置区域指定件数とは一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 5 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

表 4-4 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

実施措置			舗装		立入禁止		土壌入れ替え				盛土		土壌汚染の除去				未実施 未報告
							区域外 土壌入れ替え		区域内 土壌入れ替え				掘削除去		現位置浄化 による除去		
指示措置			H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27
盛土	3	(21)	0	(6)	0	(4)	0	(0)	0	(0)	1	(4)	1	(8)	0	(1)	
土壌入れ替え	1	(4)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	
土壌汚染の除去	1	(15)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(14)	0	(0)	

注 1) 1つの区域において、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、措置の指示件数及び実施件数は要措置区域指定件数とは一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 5 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

4.3 対策の実施内容

平成 27 年度末までに指定された要措置区域等において、指定に係る特定有害物質の種類別に対策の実施内容を表 4-5 に示す。要措置区域等で行われた対策の実施内容は、「掘削除去」、「地下水の水質の測定」の順に多く、次に「舗装」と「原位置浄化」が同数であった。

表 4-5 対策の実施内容

(件数：複数回答有)

実施対策			要措置区域 対策実施件数		形質変更時 要届出区域 対策実施件数		対策実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
			H27	累計	H27	H27	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計	H27	累計
直接採取 による	舗装		0	(12)	22	(96)	22	(108)	0	(1)	14	(85)	0	(0)	8	(22)
	立入禁止		2	(17)	1	(49)	3	(66)	0	(2)	3	(54)	0	(0)	0	(10)
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(4)	4	(31)	4	(35)	1	(1)	3	(29)	0	(0)	0	(5)
		区域内土壌入換え	0	(3)	0	(10)	0	(13)	0	(0)	0	(12)	0	(0)	0	(1)
	盛土		0	(4)	9	(49)	9	(53)	0	(0)	4	(38)	0	(0)	5	(15)
地下水等の 採取による	地下水の水質の測定		28	(152)	16	(187)	44	(339)	3	(35)	30	(251)	0	(0)	11	(53)
	原位置封じ込め		1	(5)	0	(5)	1	(10)	0	(1)	1	(3)	0	(0)	0	(6)
	遮水工封じ込め		0	(4)	1	(3)	1	(7)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	1	(4)
	地下水汚染の拡大の防止		3	(16)	2	(17)	5	(33)	2	(17)	2	(4)	0	(0)	1	(12)
	遮断工封じ込め		0	(0)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
	不溶化	原位置不溶化	0	(4)	0	(3)	0	(7)	0	(0)	0	(3)	0	(0)	0	(4)
		不溶化埋め戻し	0	(7)	4	(15)	4	(22)	0	(0)	3	(13)	0	(0)	1	(9)
	土壌汚染の除去		71	(391)	341	(1,519)	412	(1,910)	24	(123)	303	(1,519)	0	(1)	85	(267)
その他		14	(97)	8	(73)	22	(170)	9	(87)	4	(18)	0	(1)	9	(64)	
回答事例数			98	(535)	468	(1,942)	566	(2,477)	38	(228)	381	(1,867)	0	(3)	147	(379)

注 1) 1 つの区域において、複数の対策が行われることがあるため、回答事例数は要措置区域等指定件数とは一致しない。

注 2) () 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

4.4 措置実施率

平成 27 年度末までに指定された要措置区域等について行われた措置実施率を図 4-1 に示す。要措置区域総数 (A) 426 件に対し、要措置区域解除件数 (B) が 252 件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、地下水の水質の測定が指示され、実施措置として地下水の水質の測定のみが行われている区域件数 (C) が 28 件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、指示措置以上の措置が行われているが、完了していない (措置実施中の) 区域件数 (D) が 110 件であり、措置実施率 $((B+C+D) / A)$ は 91.5% であった。

	件数	%
要措置区域指定累計数 (A)	426	100.0%
措置実施件数 (B+C+D)	390	91.5%
要措置区域解除累計件数 (B)	252	59.1%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、地下水の水質の測定が指示され、実施措置として地下水の水質の測定のみが行われている区域件数 (C)	28	6.6%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、指示措置以上の措置が行われているが、完了していない (措置実施中の) 区域件数 (D)	110	25.8%
措置未実施件数 (A-(B+C+D))	36	8.5%

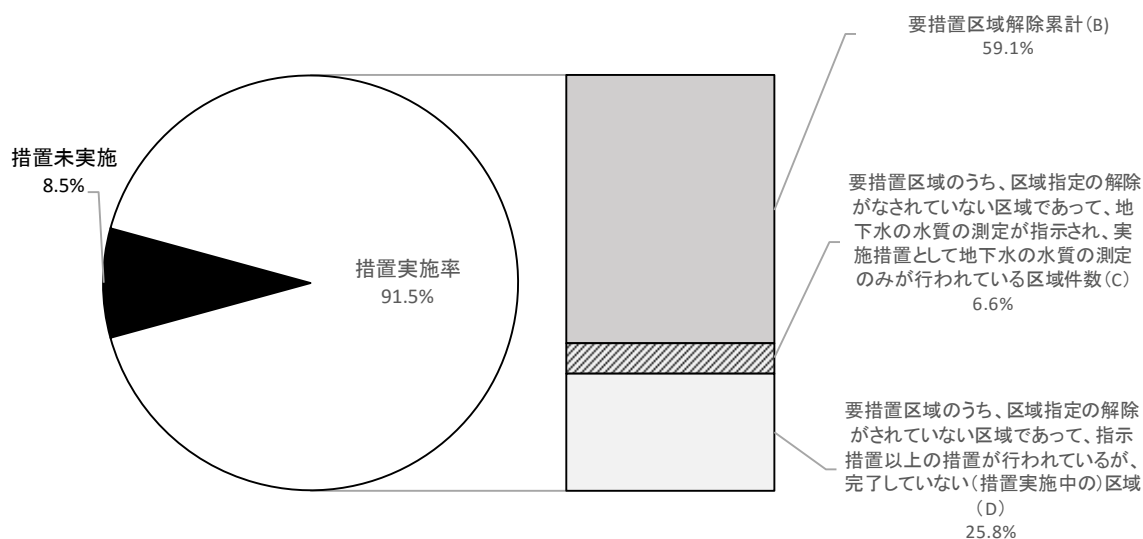


図 4-1 措置実施率 (平成 27 年度)

4.5 基準適合認定申請の実施状況

平成 27 年度における法第 16 条第 1 項に基づく都道府県知事等による認定を受けるための申請件数及び基準に適合した土量を表 4-6 に示す。都道府県知事等により認定を受けたのは 22 件であり、基準に適合した土量は合計で 367,826 m³であった。

表 4-6 自治体別の基準適合認定申請件数及び基準適合土量（平成 27 年度）

自治体名	認定申請件数	基準適合土量(m ³)
東京都	4	974
広島県	4	172,815
大分県	1	23,905
福島市	1	3,800
さいたま市	1	1,400
横浜市	1	1,450
福井市	1	800
大阪市	6	13,061
堺市	1	142,691
岡山市	1	2,130
倉敷市	1	4,800
合計	22	367,826

4.6 汚染土壌の処理の状況

1) 汚染土壌の処理先と処理された特定有害物質

要措置区域等において、掘削除去の措置を実施した際の、汚染土壌の処理先と処理された特定有害物質を表 4-7 に示す。処理先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「セメント製造施設」の順に多かった。処理された特定有害物質は「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-7 汚染土壌の処理先と処理された特定有害物質

(件数：複数回答有)

		処理 件数	VOC(第一種)												重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
			四 塩 化 炭 素	一 ・ 二 ー ジ ク ロ ロ エ タ ン	一 ・ ー ー ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	シ ス ・ 一 ・ 二 ー ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	一 ・ 三 ー ジ ク ロ ロ ブ ロ ベ ン	ジ ク ロ ロ メ タ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	一 ・ 一 ・ ー ー ト リ ク ロ ロ エ タ ン	一 ・ 一 ・ 二 ー ト リ ク ロ ロ エ タ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	ペ ン ゼ ン	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物	六 価 ク ロ ム 化 合 物	シ ア ン 化 合 物	水 銀 及 び そ の 化 合 物	アル キ ル 水 銀	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	鉛 及 び そ の 化 合 物	砒 素 及 び そ の 化 合 物	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	ほう 素 及 び そ の 化 合 物	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	チ ウ ラ ム	ポリ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル (P C B)	有機 りん 化 合 物	
浄化等処理施設	H27	225	2	0	6	14	0	2	23	1	0	14	28	28	58	34	47	0	13	137	89	76	19	1	1	1	1	1	
	累計	(990)	(8)	(7)	(26)	(84)	(0)	(6)	(102)	(7)	(1)	(85)	(61)	(44)	(224)	(109)	(126)	(1)	(42)	(592)	(310)	(363)	(99)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	
セメント製造施設	H27	61	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	10	0	0	0	4	29	22	24	5	1	1	1	1	1	
	累計	(399)	(2)	(1)	(6)	(13)	(0)	(2)	(31)	(1)	(0)	(25)	(10)	(9)	(67)	(16)	(30)	(0)	(18)	(245)	(124)	(172)	(39)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	
埋立処理施設	H27	38	0	1	2	2	0	0	3	0	0	2	0	1	2	1	11	0	1	12	11	8	2	0	0	0	0	0	
	累計	(207)	(2)	(2)	(3)	(13)	(1)	(1)	(16)	(1)	(2)	(12)	(2)	(6)	(24)	(10)	(56)	(0)	(6)	(96)	(70)	(73)	(13)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	
分別等処理施設	H27	188	1	1	2	4	0	0	8	1	0	6	11	10	42	16	15	0	8	138	68	64	21	0	0	0	0	0	
	累計	(605)	(5)	(1)	(11)	(25)	(0)	(0)	(29)	(5)	(1)	(42)	(20)	(21)	(130)	(40)	(53)	(0)	(26)	(427)	(183)	(241)	(63)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	
合計	H27	512	3	2	10	20	0	2	35	2	0	22	39	42	112	51	73	0	26	316	190	172	47	2	2	2	2	2	
	累計	(2,201)	(17)	(11)	(46)	(135)	(1)	(9)	(178)	(14)	(4)	(164)	(93)	(80)	(445)	(175)	(265)	(1)	(92)	(1,360)	(687)	(849)	(214)	(4)	(4)	(2)	(4)	(3)	

注 1) 1 件の処理事例について、複数の基準不適合物質が含まれる。
 注 2) 1 件の処理事例について、複数の処理施設に搬出する場合がある。
 注 3) () 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

2) 汚染土壌の処理施設までの流れ

法対象土壌及び法対象外土壌それぞれの処理施設までの流れを図 4-2 に示す。法対象土壌約 152 万トンの処理先としては、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 70 万トン（46%）、分別等処理施設約 38 万トン（25%）、埋立処理施設約 20 万トン（13%）の順に多かった。法対象外土壌約 331 万トンの処理先としては、分別等処理施設約 134 万トン（41%）、セメント製造施設約 94 万トン（28%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 60 万トン（18%）の順に多かった。

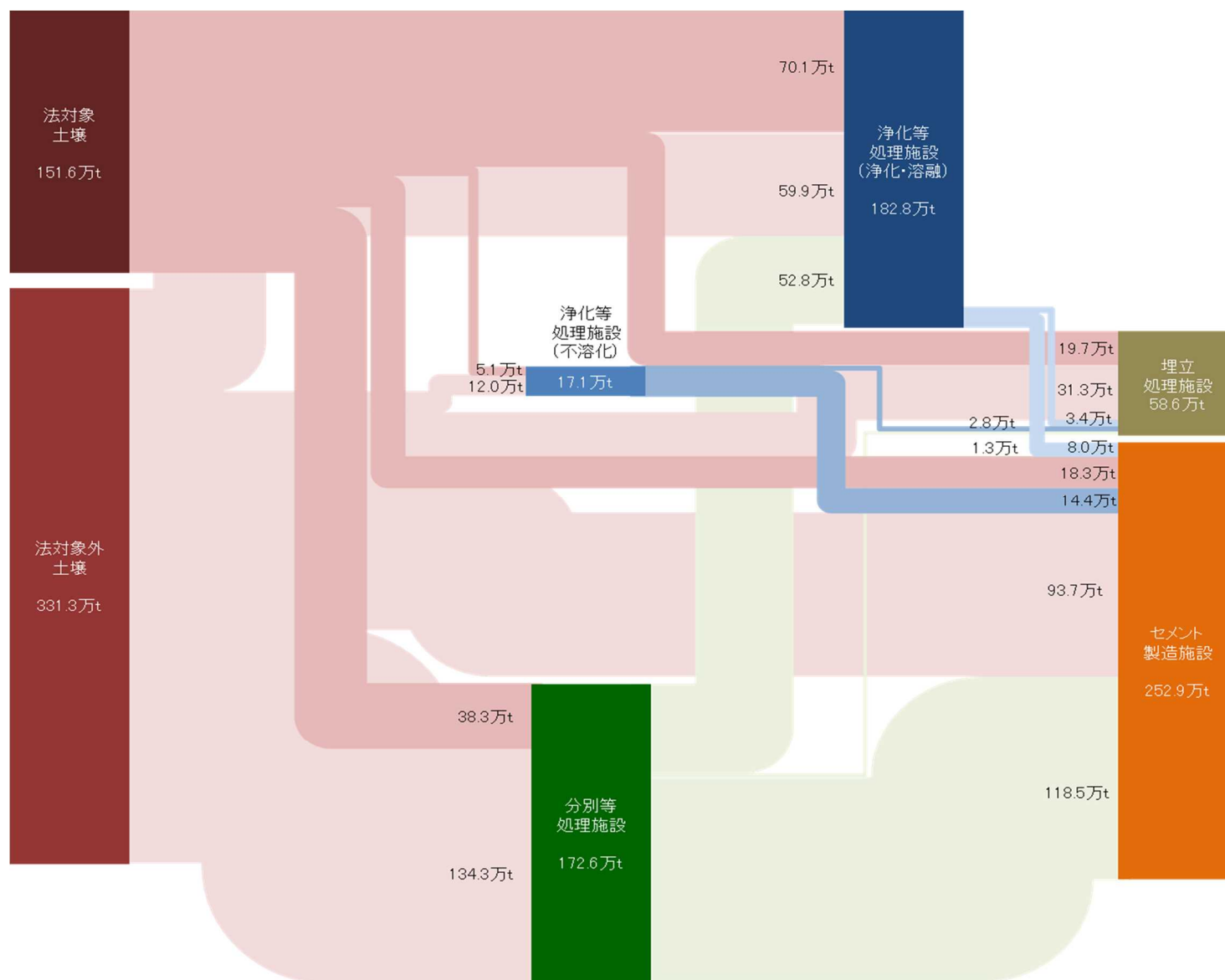


図 4-2 法対象土壌及び法対象外土壌それぞれの処理施設までの流れ（平成 27 年度）

5. 汚染土壌処理業

5.1 汚染土壌処理施設

1) 汚染土壌処理施設の許可・届出等の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を表 5-1 に、届出等の件数を表 5-2 に示す。許可されている事業所は 104 件で、施設件数は、「埋立処理施設」と「分別等処理施設」が同数で最も多く、次に「浄化等処理施設（浄化）」が多かった。

表 5-1 汚染土壌処理施設の許可件数（平成 27 年度末時点）

（件数：複数回答有）

	許可件数	特定有害物質別 許可件数																									
		VOC（第一種）										重金属等（第二種）								農薬等（第三種）							
		四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物
①浄化等処理施設（浄化）	34	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	30	28	25	9	12	29	31	31	29	26	12	12	12	4	12
②浄化等処理施設（溶融）	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	1	5
③浄化等処理施設（不溶化）	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	12	9	9	9	11	12	12	11	11	1	1	1	1	1
④セメント製造施設	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	20	0	0	0	21	22	22	22	21	0	0	0	0	0
⑤埋立処理施設	37	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	36	36	35	33	33	35	36	36	36	34	32	32	32	29	32
⑥分別等処理施設	37	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	34	36	26	4	7	35	36	36	36	36	16	16	16	0	16
合 計	104	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	137	137	100	58	64	136	142	142	139	133	66	66	66	35	66

注）１つの事業所で複数の施設を所有しているため、施設数の合計と事業所数は一致しない。

表 5-2 汚染土壌処理施設別の届出等の件数

	事故の届出	変更		改善命令	休止	廃止	再開	更新	許可の取消し	停止命令
		届出	許可							
①浄化等処理施設（浄化）	H27	0	11	0	0	0	0	11	0	0
	累計	(2)	(215)	(30)	(1)	(5)	(5)	(4)	(11)	(0)
②浄化等処理施設（溶融）	H27	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	累計	(0)	(28)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)	(0)
③浄化等処理施設（不溶化）	H27	0	4	0	0	0	0	5	0	0
	累計	(2)	(80)	(14)	(0)	(0)	(2)	(0)	(5)	(0)
④セメント製造施設	H27	0	10	0	0	0	0	3	0	0
	累計	(0)	(44)	(2)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)
⑤埋立処理施設	H27	0	4	2	0	0	0	16	0	0
	累計	(0)	(62)	(20)	(0)	(3)	(6)	(0)	(16)	(0)
⑥分別等処理施設	H27	0	11	0	0	0	0	10	0	0
	累計	(2)	(246)	(31)	(1)	(6)	(2)	(4)	(10)	(0)

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在で許可されている都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況を表 5-3 に示す。許可されている浄化等処理施設は、「中部地区」と「近畿地区」が同数で最も多く、セメント製造施設は「九州地区」が最も多かった。また、埋立処理施設は、「近畿地区」が最も多く、分別等処理施設も、「近畿地区」が最も多かった。

(件数)

54

3)汚染土壌処理施設で処理された量

平成 27 年度に汚染土壌処理施設で処理された量の結果を図 5-1 に示す。

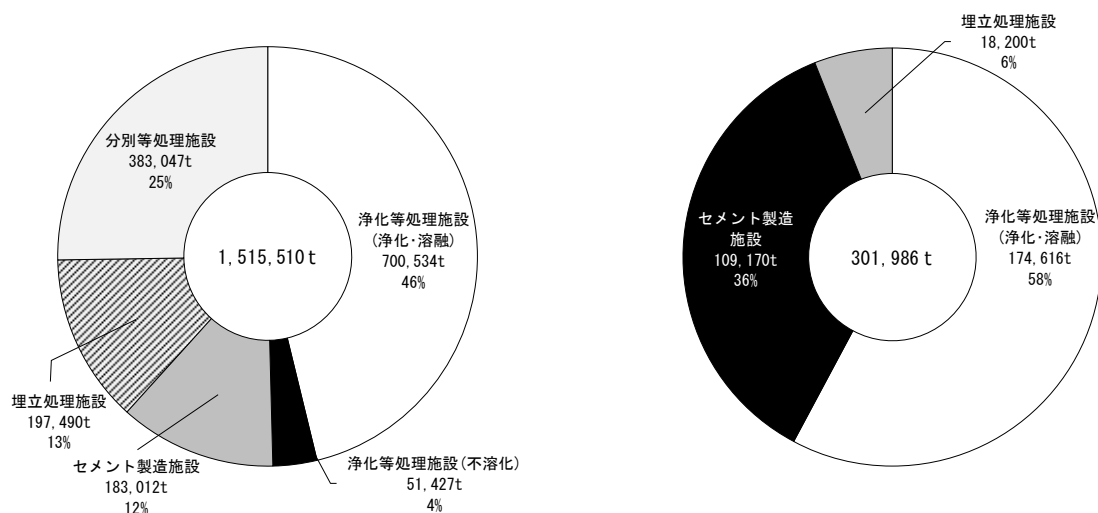
一次処理において、法対象土壌は約 152 万トン、法対象外土壌は約 331 万トンの合計約 483 万トンであった。

一次処理の内訳を見ると、法対象土壌については、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 70 万トン（46%）、分別等処理施設約 38 万トン（25%）、埋立処理施設約 20 万トン（13%）の順であった。法対象外土壌については、分別等処理施設約 134 万トン（41%）、セメント製造施設約 94 万トン（28%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 60 万トン（18%）の順であった。

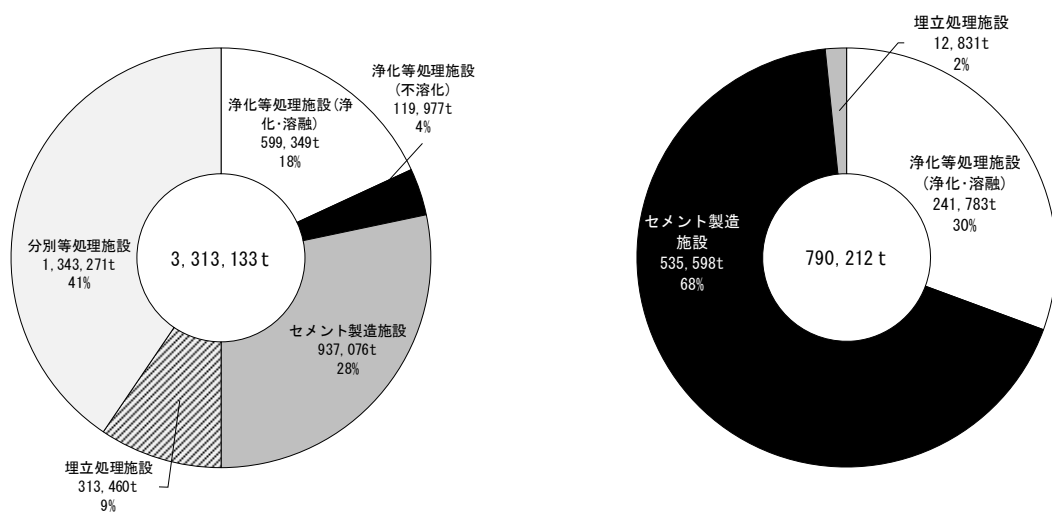
二次処理において、法対象土壌は約 30 万トン、法対象外土壌は約 79 万トン、合計約 109 万トンであった。

二次処理の内訳を見ると、法対象土壌については、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 17 万トン（58%）、セメント製造施設約 11 万トン（36%）埋立処理施設約 2 万トン（6%）の順であった。法対象外土壌については、セメント製造施設約 54 万トン（68%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 24 万トン（30%）、埋立処理施設約 1 万トン（2%）の順であった。

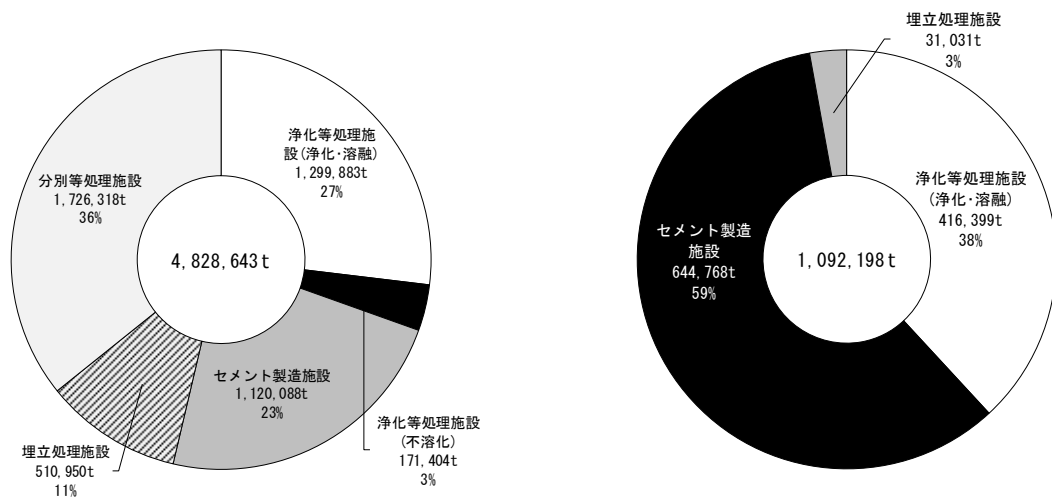
(ア) 法対象土壤（左：一次処理、右：二次処理）



(イ) 法対象外土壤（左：一次処理、右：二次処理）



(ウ) 合計（左：一次処理、右：二次処理）



※各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量（平成 27 年度）

6. 自治体の取組状況等

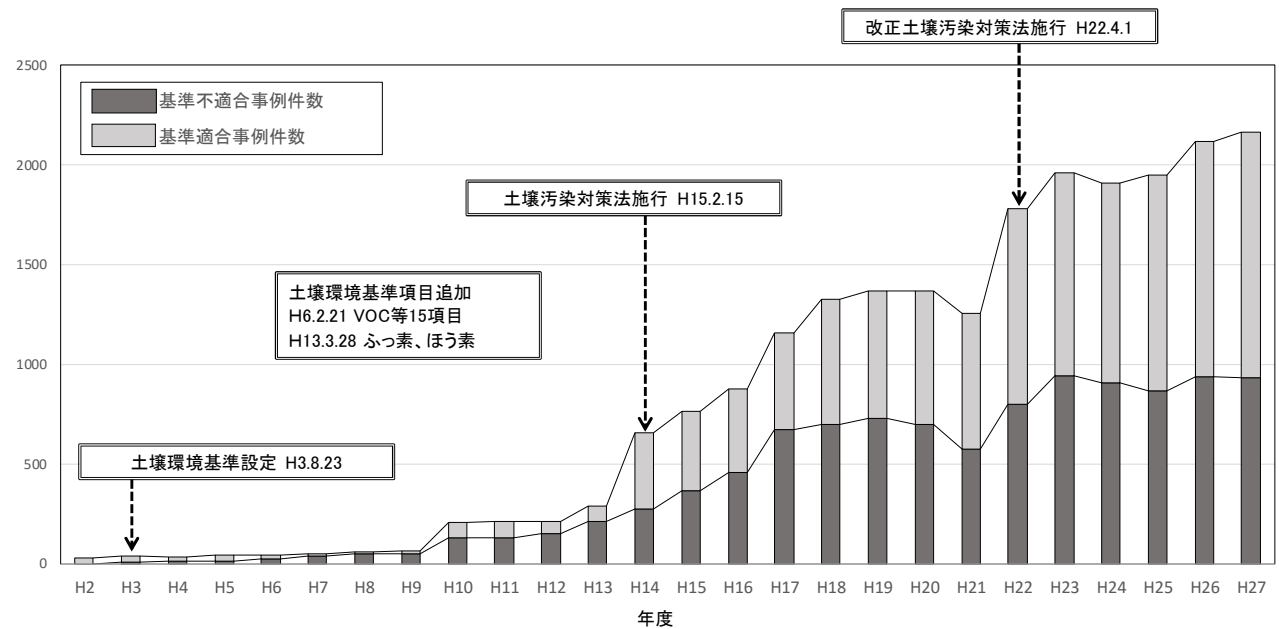
6.1 法対象外の事例を含めた調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「調査事例」と呼び、「調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「不適合事例」と呼ぶ。「調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

平成 27 年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染事例の累計は、調査事例が 22,092 件、基準不適合事例が 10,669 件であった。年度別の調査事例件数を図 6-1 に示す。平成 27 年度における調査事例件数は 2,164 件、うち法対象事例件数は 754 件であった。調査事例のうち基準不適合事例件数は 935 件、うち法対象事例件数は 527 件であった。



年度 件数	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度 件数	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度 件数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
	1,366	1,253	1,778	1,961	1,906	1,950	2,118	2,164	22,092
うち法対象	240	299	519	685	690	688	826	754	5,649
不適合事例	700	575	798	943	907	867	938	935	10,669
うち法対象	71	94	275	468	488	479	586	527	3,258

注 1) 各年度の集計基準は以下の通り。
「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事（政令市長）にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
注 2) 法に基づく調査事例は、旧法施行規則附則第 2 条（経過措置）の適用件数を含む。

図 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

6.3 特定有害物質別基準不適合事例数

平成 27 年度の基準不適合事例及び平成 3 年度から平成 27 年度までの基準不適合事例について、特定有害物質別の報告件数を表 6-1、図 6-2 及び図 6-3 に示す。VOC では「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス・1・2-ジクロロエチレン」の順に、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。また、累計では、VOC では「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 6-1 特定有害物質別の基準不適合事例数

(件数：複数回答有)																											
	VOC(第一種)												特定有害物質										農薬等(第三種)				
	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス・一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	重金属等(第二種)		鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物	
アルキル水銀																セレン及びその化合物											
H27	7	12	28	67	7	20	75	16	12	79	47	27	149	57	57	3	37	446	212	375	76	1	4	4	4	5	
累計	96	122	306	868	49	169	1056	191	93	1,186	947	283	1,527	715	881	20	380	5,481	2,974	3,355	645	24	27	24	96	28	

注 1) 1 件の事例で複数の物質について不適合であるものがある。
注 2) 累計は土壌環境基準設定以降、平成 27 年度末までの件数である。

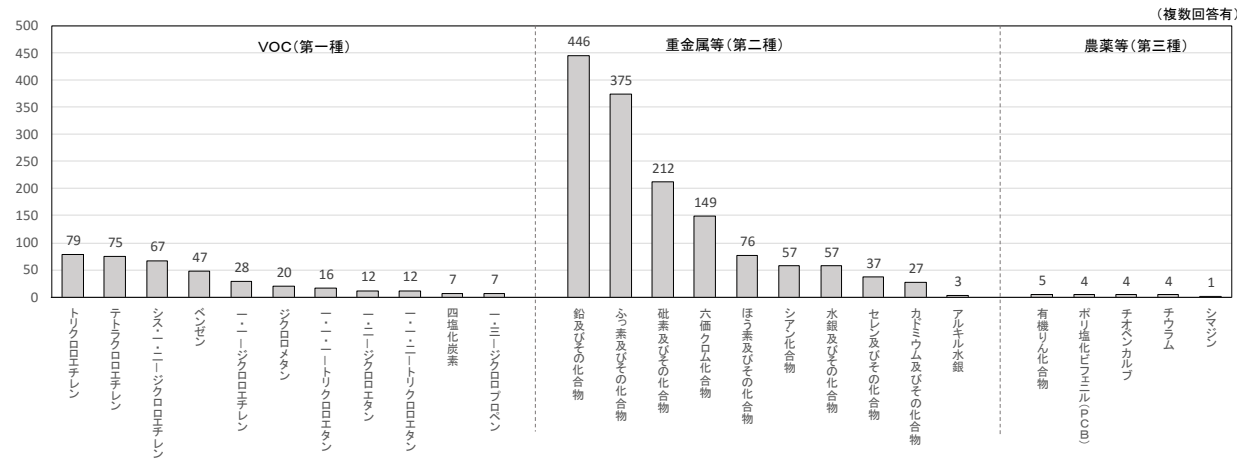


図 6-2 特定有害物質別の基準不適合事例数 (平成 27 年度)

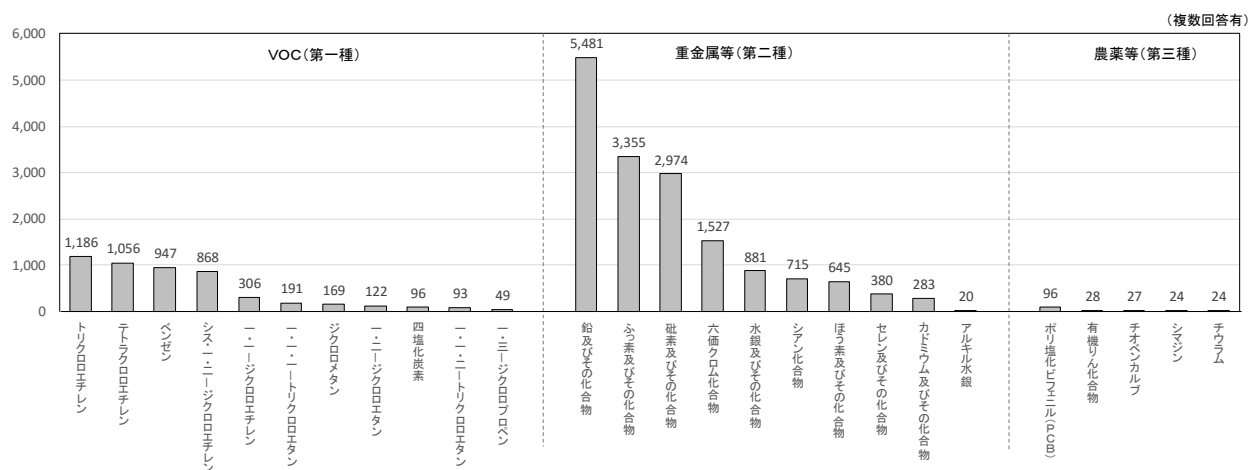


図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例数（累計）

6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況

土壤汚染対策法が改正された平成 22 年 4 月以降に、自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例を表 6-2 に示す。自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例 62 件（26 自治体）のうち、条例に基づき汚染を把握した事例は 18 件であり、条例に基づき対応がなされた。また、建設工事段階及び自主的な調査で把握した事例は 44 件であった。44 件については、法に準拠して対応がなされていた。

**表 6-2 自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例
(平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月)**

自治体	事例数	内 容	対 応
A	1	着工後の自主調査で基準不適合が確認された。土壤汚染対策法に準じ土壌を運搬・処理するよう施工者に指導することで対応した。	法準拠
B	1	事業者の自主的な土壌調査で基準不適合が判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を指導・実施した。	法準拠
C	6	① 掘削した土壌について、砒素の溶出量基準超過(0.031mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づき調査方法と土壌の適切な処理について情報提供した。 ② 杭打ち工事で発生した汚泥にて、砒素の溶出量基準超過(0.021mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。発生土については、汚染土壌処理業者で処理し、杭打ち工事以外の発生土は、全て場内処理する。 ③ 建設工事で発生した土壌にて砒素の溶出量基準超過(0.013mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づき調査方法と土壌の適切な処理について情報提供した。 ④ 道路工事で発生した残土を搬出する前に調査した。土壤汚染対策法に準じて対処するよう助言した。 ⑤ 建設発生土の流用のために掘削後の土壌分析を実施した。不溶化処理を実施し、建材として利用する予定である。 ⑥ 建設発生土の流用のために掘削後の土壌分析を実施した。不溶化処理を実施し、埋め戻し及び外構工事に利用した。	①法準拠 ②法準拠 ③法準拠 ④法準拠 ⑤法準拠 ⑥法準拠
D	1	下水道工事により発生した残土を、他の現場の客土として利用するに当たり、土壌の分析を実施した結果、砒素の溶出量基準超過が発覚。県の産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づき対応した。	条例
E	1	土砂条例第8条第1項に基づく許可を取得した事業者から、定期土壌検査の結果、砒素及びセレンが土壌基準を超過した旨の連絡があり発覚。当該事業者が実施した再調査においても、上記物質の土壌基準超過が確認されたことから、条例第7条第3項の規定に基づき、土壌基準に適合しない土砂等の撤去を命じた。	条例
F	2	① 画整理事業地内で汚染が判明、生活環境保全条例に基づき対応した。 ② 区画整理事業地内で汚染が判明、土壤汚染対策法に準じて対応するよう指導をした。	①条例 ②法準拠
G	6	① 立入検査時に、事前届出が無かった土砂の搬入があったことから、撤去指導し、撤去後の状況を確認するため、本市が表土を分析した際に基準値超過があり、再度、撤去指導を行った。 ② 完了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、本市においても、土砂分析を行った際に基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。 ③ 終了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、本市においても、土砂分析を行った際に基準値超過があったため、是正指導を行った。 ④ 立入検査時に採取した土砂について、本市が分析した一か所について、基準値超過があったため、再度、分析を行った。再度、採取し分析した結果、基準値超過は無かった。 ⑤ 完了検査時に、事業者が行う土砂分析において、基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。 ⑥ 市の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づく土壌調査により、「ふっ素及びその化合物」の基準超過が確認された。汚染範囲を調査させたうえで、14条申請を提出するよう指導を行った。	①条例 ②条例 ③条例 ④条例 ⑤条例 ⑥法準拠
H	2	① 法対象外案件において、搬出土壌の受入れ先の調査で鉛の汚染が発覚した。その後当該地は土壤汚染対策法に準じた土壌調査を実施したが、基準超過は確認されなかった。 ② 土壌汚染調査の結果、鉛土壌溶出量、含有量が基準を超過、該当する範囲を採掘除去、処理業者へ場外搬出を行った。	①法準拠 ②法準拠
I	1	道路工事に伴い搬出した土砂において、自主調査を実施したところ鉛の溶出基準の超過が見られた。土壤汚染対策法に準ずる対応を指導。	法準拠
J	1	残土の搬出にあたり、工事実施者が自主的な調査を実施した。条例に基づき、土壤汚染対策法に準じた方法での汚染土壌の区域外搬出が行われた。	条例
K	1	公共残土を利用して企業団地の造成を行うに当たり、自主的に調査を実施したところ汚染が判明した。一部搬入済みであった残土は県によってすべて撤去され、管理型処分場で埋立処分された。	法準拠

(つづき)

自治体	事例数	内 容	対 応
L	1	市外へ搬出した工事発生土で土壤汚染が確認されたため、当該工事現場の土壤調査を実施した。土地管理者に対しては下記事項を求め、その結果搬出した土壤汚染処理業での適正な処理を実施し、当該現場周辺の地下水の水質測定を継続している。 ①土壤汚染の事実を周辺住民に周知すること。 ②周辺井戸水の調査の実施とその結果による対応を検討すること。 ③土壤汚染範囲を確定すること。 ④土壤汚染に対する必要な措置を検討すること。 ⑤法第14条の申請をすること。 ⑥搬出した土壌を適正に処分すること。 ⑦実施する各種調査結果を市へ報告すること。	法準拠
M	3	① 事業者の自主的な土壤調査で判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を実施した(他に ② も同様事例1件有)。 ③ 事業者の自主的な土壤調査で判明した。措置方法など具体的な計画が決まり次第連絡がある見込み。	①②法準拠 ③法準拠
N	10	① 公共事業等により発生した建設発生土が埋め立てられている残土処分場の土壌を、盛土材として利用するため土壌調査を実施したところ砒素を検出。条例に基づき、土砂の搬出を行った事業者に対して指導。 ② 道路工事着工前に土壌調査を実施したところ砒素を検出。汚染土壌対策検討委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。 ③ 橋脚工事に伴って発生した掘削土を建設事業者が土壌調査を実施したところ砒素を検出。国道建設発生土処理対策委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。 ④ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託(他にも同様事例1件有)。 ⑤ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。 土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託。 ⑥ 道路工事で発生した土壌を自主調査したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。学識経験者の指導を受けながら、吸着層工法による封じ込めを行う方針で検討中。 ⑦ 県の建設発生土管理基準に基づき、トンネル掘削土の調査を実施したところ、砒素の環境基準超過が発覚。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。 ⑧ 道路建設工事の事前調査のため自主的に土壌調査を実施したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。汚染発覚部が地下11mの岩盤層であったため、概況調査の対象とならなかった。また、自然由来特例調査で表層部の土壌に風化した部分のみ分析したところ、環境基準超過は見られなかった。 ⑨ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、一時仮置きを経て遮水工封じ込めを検討中。	①条例 ②法準拠 ③法準拠 ④⑤法準拠 ⑥法準拠 ⑦法準拠 ⑧条例 ⑨法準拠 ⑩法準拠
O	2	① 建築現場にて、軟弱地盤のボーリング調査の際に廃棄物の埋設が見つかった。調査の結果、周辺の土壌においても環境基準超過を確認。廃掃法及び土対法に準じ対応。 ② 建築現場にて、くい打ち時に発生する土砂を産業廃棄物として搬出するために行った検査で環境基準超過を発覚。廃掃法及び土対法に準じ対応。	①法準拠 ②法準拠
P	2	① 高速道路のトンネルの建設工事の着手にあたり、施工会社の方針で自主的な事前の調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。 ② 国道のトンネル建設工事の着手にあたり、国土交通省の方針により自主調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。	①法準拠 ②法準拠
Q	3	① 新規道路建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ土壌が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土または最終処分場へ搬出予定。 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)(建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に準じて対応。 ② 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素、セレンを含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、吸着層工法または混合工法により盛土予定。 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)(建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に準じて対応。 ③ 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土予定。 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)(建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に準じて対応。	①法準拠 ②法準拠 ③法準拠

(つづき)

自治体	事例数	内 容	対 応
R	1	農地の嵩上げを目的とした土砂埋立て地の隣接水路で、住民が独自に水質調査を実施した結果、鉛が検出されたことを受け、当該土砂埋立て地において土壌調査を実施した結果、シアン等が検出された。土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき対応している。	条例
S	2	① 当該地で積上げられた土砂が崩落し、地域住民の要望により土壌調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路の水質について継続監視している。 現在のところ、異常値は認められていない。 ② 上記崩落地周辺の土砂搬入地(4箇所)についても、地域住民の要望により同様に調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路等の水質について測定したところ、異常値は認められなかった。	①法準拠 ②法準拠
T	3	① 土地所有者による自主調査によりふっ素の基準超過(約4,500m ³)が認められたため、法14条申請を行うよう提案した。しかし、定期的な地下水モニタリングを条件に、敷地内の盛土材として利用することとなった。 ② 土地所有者による自主調査によりひ素の基準超過(約2,647m ³)が認められた。 基準超過土壌は埋め戻し(封じ込め)が行われ、半年に一度の地下水モニタリングを実施することとなった。 ③ 土地所有者による自主調査によりふっ素の基準超過(約750m ³)が認められた。 基準超過土壌全量は汚染土壌処理業の許可を有する業者へ適切に場外処分された。	①法準拠 ②法準拠 ③法準拠
U	3	① 残土処分のために任意の調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。 ② 残土処分のために任意の調査を実施した。産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づき対応している。 ③ 残土処分のために調査を実施。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。	①法準拠 ②条例 ③条例
V	4	① 土壌受入先の依頼で搬出予定土壌を分析したところ、砒素とふっ素が(明らかに自然由来で)指定基準値を超過した旨、自主的な報告を受けた。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。 ② 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、鉛・水銀・ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した詳細調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(水銀については徹底的に調べたが検出されず。その他は自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。 ③ 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、砒素、ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した概況調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。 ④ 掘削除去と一体で掘削工事を行なったケース。自主的に実施した(認定)調査のうち、掘削前調査の結果を汚染の除去等の措置を実施するため詳細調査結果として利用したもの。	①法準拠 ②法準拠 ③法準拠 ④法準拠
W	1	土砂の埋立が完了したという条例の届出を受け、条例に基づく土壌検査を行ったところ、フッ素セレンで基準超過があった。条例に基づき事業者を指導し、基準不適土壌を撤去し、新たな土砂を搬入した。	条例
X	2	① トンネル工事に伴う岩盤の仮置き土砂を事業者が検査したところ、基準値を超える重金属が検出された。岩盤であるが、土壌汚染対策法に準ずるとともに、土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づいた対応を指導。 ② トンネル工事に伴う掘削土を事業者が検査したところ、基準を超える重金属が検出された。このため土壌汚染対策法に準ずるとともに、土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づいた対応を指導。	①条例 ②条例
Y	1	残土処分に係る相談があり、残土の検査結果を確認したところ、土壌溶出量基準超過が確認された。基準不適合土壌については、法に準じて汚染土壌処理業者に処理を委託するよう指導した。	法準拠
Z	1	行政の収去検査により、基準不適合が発覚。条例に基づき対応後、文書により、事業者へ指導した。	条例

6.5 条例等の制定状況

1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった110自治体における内容を表6-3に示す。条例等の内容は「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が69件で最も多かった。また「④その他の土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容について、表6-4に示す。

表 6-3 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答有)

件数：複数回答有り

		都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等													
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
①	法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの	—	—	—	26	29	30	33	25	25	25	25	26	26	
②	土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5	7	7	8	7	
③	土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18	19	19	22	21	
④	その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18	19	20	20	20	
⑤	土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25	25	25	27	26	
⑥	汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	6	5	6	8	8	15	22	37	44	43	47	49	
⑦	汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58	58	60	68	69	
⑧	土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52	53	55	56	56	
条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市		61	68	72	73	76	80	84	93	103	104	104	107	110	

注) ⑦は P.69 に示す都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等（平成 27 年度末）
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	北海道公害防止条例	⑧	
青森県	<u>青森県公害防止条例</u>	⑧	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	①③④⑦	
	岩手県土壌汚染対策指針	⑤	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	①④⑦⑧	
	山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱	⑥	
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	④⑤	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	④	
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	⑧	改正
	栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	①⑤⑦⑧	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	①⑤⑦⑧	
千葉県	千葉県環境保全条例	⑧	改正
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①⑤⑦⑧	
	東京都土壌汚染対策指針	⑤	改正
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①②③④⑤⑥⑧	
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	
山梨県	工場等における地下水汚染防止対策指導指針	⑧	
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
	<u>静岡県汚染土壌適正処理指導要綱</u>	⑥	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	⑦	
福井県	福井県公害防止条例	⑧	
長野県	長野県公害防止に関する条例	⑧	
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	③⑤⑦⑧	改正
	岐阜県汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	
	愛知県土壌汚染等対策指針	⑤	
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	①③⑤⑥	
滋賀県	滋賀県公害防止条例	①⑦	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	⑧	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	
	大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	③④⑤	
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	⑧	
奈良県	生活環境保全条例	⑧	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	⑧	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	⑧	
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	③⑧	
	岡山県汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑥	
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	②③⑤⑦⑧	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	①③⑦⑧	
愛媛県	愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥	
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	福岡県土壌汚染対策指導要綱	④	
熊本県	熊本県地下水保全条例	⑦⑧	
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	⑧	
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	④	

(続 き)

札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	⑧
旭川市	旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥
青森市	青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	④
八戸市	八戸市公害防止条例	⑦⑧
	八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥
山形市	山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥
いわき市	いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	④
水戸市	水戸市公害防止条例	⑧
宇都宮市	宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥
前橋市	土壌及び地下水汚染対策要綱	④
高崎市	高崎市公害防止条例	⑧
太田市	太田市土壌汚染対策法関係施行要領	④
	太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	①⑤⑦
川越市	汚染土壌処理業の許可に関する手続を定める要綱	⑥
熊谷市	<u>熊谷市汚染土壌の処理業許可に関する手続等を定める指針</u>	⑥
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	①⑦
越谷市	越谷市汚染土壌処理業の許可申請の手続等に関する要綱	⑥
千葉市	千葉市環境基本条例	⑧
	千葉市環境保全条例	⑧
	千葉市土壌汚染対策指導要綱	①⑤⑦
市川市	市川市環境保全条例	①③⑤⑦⑧
	市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥⑧
船橋市	船橋市環境保全条例	⑧
柏市	柏市環境保全条例	⑧
市原市	市原市生活環境保全条例	⑧
	市原市民の環境をまもる基本条例	⑧
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥
町田市	町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥
横浜市	横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱	①⑦
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑥⑦⑧
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針	⑥
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	⑧
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤⑧
	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱	⑥
	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱	⑥
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	⑧
新潟市	新潟市生活環境の保全等に関する条例	⑧
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱	①②③④⑦⑧
金沢市	金沢市環境保全条例	④
福井市	福井市公害防止条例	⑧
長野市	長野市公害防止条例	①③⑤
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	③⑦⑧
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	①⑤⑦⑧
	土壌汚染等対策指針	⑤
	土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③
	名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例	⑥

(続 き)

豊橋市	豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	⑥	
岡崎市	岡崎市生活環境保全条例	①④⑤⑦	
	岡崎市土壌汚染等対策指針	⑤	
	岡崎市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	③	改正
一宮市	一宮市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	⑤	
春日井市	春日井市土壌汚染対策法施行細則	④	
	春日井市生活環境の保全に関する条例	①	
	春日井市土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
	春日井市土壌汚染等対策法施行要綱	④	
豊田市	豊田市土壌汚染対策法施行要綱	④	
四日市市	三重県生活環境の保全に関する条例	①③	
京都市	京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱	⑥	
大阪市	大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
堺市	堺市汚染土壌処理業の許可の申請に係る協議等に関する要綱	⑥	
吹田市	吹田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
高槻市	高槻市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
枚方市	枚方市公害防止条例	⑧	
	枚方市汚染土壌処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	⑥	
茨木市	茨木市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
八尾市	八尾市公害防止条例	⑧	
寝屋川市	寝屋川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	⑧	
	東大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
姫路市	姫路市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
尼崎市	尼崎市の環境を守る条例	⑧	
	工場跡地に関する取扱要綱	④	
	尼崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	尼崎市汚染土壌処理業者に対する行政処分実施要領	⑥	
加古川市	加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
和歌山市	和歌山市汚染土壌処理業の許可申請に係る生活環境影響調査の事前協議に関する要綱	⑥	
岡山市	岡山市汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑤⑥	
倉敷市	倉敷市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
福山市	福山市汚染土壌処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱	⑥	
北九州市	北九州市土壌汚染対策指導要領	②③	
佐世保市	佐世保市環境保全条例	⑧	
熊本市	熊本市土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	④	
	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱	④⑧	
宮崎市	宮崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているものも含む)。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

表 6-4 「④その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容
(平成 27 年度末)

自治体名	内容
岩手県	操業時においても、定期的な土壌又は地下水の調査と基準を超過した場合の報告を義務付け
山形県	有害物質使用特定事業場(一部除外規定有)に対し、年1回以上、地下水または土壌の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせるもの。
福島県	土壌汚染対策法が適用されない汚染土壌の適正な処分を確保するため、汚染土壌の処分基準等を規定している。
茨城県	特定の有害物質を使用する施設の届出と土壌及び地下水の汚染防止のための構造基準、定期点検義務、汚染時の対応、違反に対する処分等を定めている。
神奈川県	要措置区域等や汚染が判明している特定有害物質使用地において、土地の区画形質を変更する場合、周辺住民等への周知を義務付けている。
大阪府	自主調査及び自主措置(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。
福岡県	法に定めのない届出(様式)等について規定した要綱である。
沖縄県	特定有害物質等取扱施設における有害物質管理状況の点検の結果、有害物質が土壌に飛散等し、人の健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合は、土壌汚染の有無及び当該汚染の原因等に係る調査を行うこととなっている。
青森市	4条1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧など
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した地下水汚染、土壌汚染についての対策要綱
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類の定め。
浜松市	・汚染の除去等の措置の計画の提出および完了の報告。 ・法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合の地下水の測定。
金沢市	有害物質等の適正管理による未然防止。 ・有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。 ・土壌汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準(Cd、T-Hg、Pb、As)を設定。
岡崎市	有害物質使用特定施設(土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。)(に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の調査を規定
春日井市	土壌汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際の申請の様式。 調査の猶予を受けた土地について、土地の所有者等に対して毎年4月30日までに同月1日現在の当該土地の利用状況を報告する義務。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定している
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告させるもの。
熊本市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況を報告させるとともに、法に定めのない届出の様式を規定した要綱。未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。

**都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による
土壌汚染の防止を図る条例等**
(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)(平成27年度末)

青森県	<u>青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領</u>
茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
群馬県	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例
埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生)
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例
岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務化等)
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
大阪府	<u>大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例</u>
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱
和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(外部から搬入する土壌の検査を行わせる等)
徳島県	徳島県生活環境保全条例(土砂等の埋立て等に関する環境保全)
香川県	香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例
愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱
水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例
前橋市	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
高崎市	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例
宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
川越市	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例
熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例
所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例(たい積する土砂の土壌基準(土対法及びダイオキシン類)の遵守及び汚染状況調査を義務付け)
越谷市	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例 越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例施行規則
千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(改正)
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
船橋市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(改正)
柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例
富士市	富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務付け)
大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(改正)
高槻市	<u>高槻市土砂埋め立て等の規制に関する条例</u>
佐賀市	佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例

2) 政令市以外の条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況および土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定している 338 自治体における内容を表 6-5 に示す。条例等の内容は、「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 244 件で最も多かった。

表 6-5 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答有)

		都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等												
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①	法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの	—	2	4	4	4	6	7	7	8	8	9	8	10
②	土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	—	1	0	0	0	2	2	3	3	3	3	2	4
③	土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理などを行うもの	—	2	3	4	4	4	4	3	2	2	2	2	3
④	その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	—	1	2	3	1	1	4	6	6	6	6	7	7
⑤	土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	3	1	2	2	5	5	4	4	6	5	12	14
⑥	汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	0	1	0	0	1	2	2	11	14	15	22	24
⑦	汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	—	170	159	155	171	185	197	185	210	223	229	237	244
⑧	土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	—	29	22	36	39	40	44	48	48	51	72	115	132
条例、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市町村		—	204	192	194	211	224	233	237	265	298	307	332	338

注) ⑦は P. 75～P. 80 に示す政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。

政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等（平成 27 年度末）
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	帯広市公害防止条例	⑧	
	苫小牧市公害防止条例	⑧	
	江別市公害防止条例	⑧	
	登別市公害防止条例	⑧	
	恵庭市公害防止条例	⑧	
	伊達市公害防止条例	⑧	
	石狩市公害防止条例	⑧	
	北斗市公害防止条例	⑧	
	福島町公害防止条例	⑧	
	長万部町公害防止条例	⑧	
	倶知安町環境基本条例	⑧	
	余市町公害防止条例	⑧	
	中富良野町生活環境保全条例	⑧	
	下川町環境保全条例	⑧	
	遠軽町環境基本条例	⑧	
	豊浦町公害防止条例	⑧	
	洞爺湖町公害防止条例	⑧	
	安平町環境基本条例	⑧	
	音更町公害防止条例	⑧	
	芽室町公害防止条例	⑧	
	幕別町公害防止条例	⑧	
	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	⑧	
	標津町公害防止条例	⑧	
	新十津川町環境基本条例	⑧	
	別海町公害防止条例	⑧	
	遠軽町環境保全条例	⑧	
	中頓別町環境基本条例	⑧	
	美しい東川の風景を守り育てる条例	⑧	
	弟子屈町環境基本条例	⑧	
青森県	<u>むつ市公害防止条例</u>	⑧	
	<u>黒石市環境基本条例</u>	⑧	
秋田県	大館市環境保全条例	④⑦	
	大館市土壌搬入協議要綱	④	
千葉県	銚子市環境保全条例	⑧	
	<u>館山市環境基本条例</u>	⑧	新規
	木更津市環境保全条例	⑧	
	野田市環境保全条例	⑧	
	<u>成田市公害防止条例</u>	⑧	新規
	<u>佐倉市環境保全条例</u>	⑧	新規
	東金市環境保全条例	⑤⑧	改正
	旭市環境保全条例	⑧	
	流山市環境基本条例	⑧	
	流山市公害防止条例	⑤⑦⑧	
	我孫子市環境条例	⑧	
	鴨川市環境条例	⑧	
	<u>君津市環境保全条例</u>	⑧	新規
	<u>富津市環境保全条例</u>	⑧	新規
	浦安市環境保全条例	⑧	
	四街道市公害防止条例	①②⑦⑧	
	袖ヶ浦市環境条例	⑧	
	八街市環境保全条例	③⑧	
	印西市環境保全条例	⑤⑧	
	南房総市公害防止条例	⑧	
	匝瑳市環境基本条例	⑧	
	匝瑳市環境保全条例	⑤⑧	
	香取市環境保全条例	⑤⑧	
	いすみ市環境保全条例	⑧	
	酒々井町公害防止条例	⑧	

(続 き)

千葉県	栄町環境保全条例	⑧	新規
	多古町公害防止条例	⑧	
	東庄町環境基本条例	⑧	
	東庄町公害防止条例	⑧	
	大網白里市環境保全条例	⑤⑧	
	横芝光町公害防止条例	⑧	
	一宮町環境保全条例	⑧	
	睦沢町環境条例	⑧	新規
	長生村環境条例	⑧	
	白子町公害防止条例	⑧	
	長柄町環境条例	⑧	新規
	長南町公害防止条例	⑥⑦⑧	
	大多喜町環境保全条例	⑤⑧	
東京都	江東区マンション等の建設に関する条例	①	
	<u>土壤汚染に係る事前協議要領(江東区)</u>	①	
	大田区土壤汚染防止要綱	①②⑤	
	大田区土壤汚染防止要綱施行要領	⑤	
	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	①	改正
	荒川区市街地整備指導要綱	①	
	板橋区土壤汚染調査・処理要綱	①④⑤	
	足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壤汚染への対応に関する基本方針	④	
	足立区土壤汚染対応検討会議設置要綱	④	
	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	④	
	<u>府中市自然環境の保全及び育成に関する条例</u>	⑧	
	<u>府中市環境基本条例</u>	⑧	
	<u>府中市開発事業に関する指導要綱</u>	⑧	
	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壤汚染調査等に係る事務取扱指針	③	
	奥多摩町環境基本条例	⑧	
新潟県	<u>旦の出町環境基本条例</u>	⑧	
	檜原村環境基本条例	⑧	
	柏崎市環境基本条例	⑧	
	柏崎市公害防止条例	⑧	
	新発田市環境基本条例	⑧	
	小千谷市環境基本条例	⑧	
	<u>小千谷市公害防止条例</u>	⑧	
	十日町市住みよい環境づくり条例	⑧	
	見附市環境基本条例	⑧	
	燕市環境基本条例	⑧	
	糸魚川市環境基本条例	⑧	
	妙高市環境基本条例	⑧	
	妙高市公害防止条例	⑧	
	妙高市宅地開発等指導要綱	⑧	
	五泉市公害防止条例	⑧	
福井県	阿賀野市環境基本条例	⑧	
	佐渡市環境基本条例	⑧	
	魚沼市環境基本条例	⑧	
	魚沼市生活環境保全条例	⑧	
	南魚沼市環境基本条例	⑧	
	阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例	⑧	
	湯沢町環境基本条例	⑧	
	関川村公害防止条例	⑧	
	村上市環境基本条例	⑧	
	聖籠町環境基本条例	⑧	
	刈羽村環境基本条例	⑧	
	刈羽村公害防止条例	⑧	
	糸魚川市公害防止条例	⑧	
	糸魚川市開発指導要綱	⑧	
	越前市環境基本条例	⑧	
	勝山市公害防止条例	⑧	改正

(続 き)

長野県	岡谷市公害防止条例	⑧	
	伊那市環境保全条例	⑧	
	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	⑧	
	辰野町公害防止条例	⑧	
	飯島町さわやか環境保全条例	⑧	
	宮田村環境保全条例	⑧	改正
	小布施町生活環境保全に関する条例	⑧	
	南箕輪村環境の保全に関する条例	⑧	改正
	駒ヶ根市環境保全条例	⑧	改正
	源流の里木祖村環境保全条例	⑧	
岐阜県	多治見市事業の環境影響事前調査等実施要綱	①	
	中津川市環境保全条例	⑧	
愛知県	瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
	瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
	新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
	設楽町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥	
滋賀県	東栄町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥	
	野洲市生活環境を守り育てる条例	①②⑤⑦⑧	
	高島市未来へ誇れる環境保全条例	⑦⑧	
	近江八幡市環境保全に関する条例	⑧	
	草津市の良好な環境保全条例	⑧	
大阪府	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	⑤⑧	
	池田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	箕面市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	泉大津市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	松原市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	貝塚市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	和泉市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	熊取町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
徳島県	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	①②⑤⑥⑦	
	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	⑦	
	阿南市公害防止条例	⑤	
福岡県	大牟田市環境基本条例	⑧	
	小郡市環境保全条例	⑧	
	古賀市環境基本条例	⑧	
	古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	宮若市環境基本条例	⑧	
	嘉麻市環境基本条例	⑧	
	那珂川町環境基本条例	⑧	
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	③	
	みやこ町環境保全条例	⑦	
	赤村環境保全条例	⑧	
	東峰村自然環境保全条例	④⑧	
	太宰府市環境基本条例	⑧	
	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	⑦	
熊本県	都城市環境保全条例	⑧	
宮崎県	始良市環境基本条例	⑧	
鹿児島県			

- ① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

**政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、
埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等（平成 27 年度）
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）**

茨城県	日立市	日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	常陸太田市	常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	高萩市	高萩市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	北茨城市	北茨城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	笠間市	笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	ひたちなか市	ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	常陸大宮市	常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	那珂市	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	小美玉市	小美玉市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	茨城町	茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	大洗町	大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	城里町	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	東海村	東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	大子町	大子町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上5,000㎡未満の土地の埋立等について許可制)
	土浦市	土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	石岡市	石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	取手市	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	牛久市	牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	守谷市	守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	稲敷市	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	かすみがうら市	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	つくばみらい市	つくばみらい市環境保全条例
	美浦村	美浦村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	阿見町	阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	河内町	河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	利根町	利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	古河市	古河市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	結城市	結城市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
	下妻市	下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
	常総市	常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	鹿嶋市	鹿嶋市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	潮来市	潮来市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	筑西市	筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	坂東市	坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	桜川市	桜川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	神栖市	神栖市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	行方市	行方市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	鉾田市	鉾田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	八千代市	八千代市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
	五霞町	五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	境町	境町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

(続き)

栃木県

足利市	足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
栃木市	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
佐野市	佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
鹿沼市	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
日光市	日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
小山市	小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
真岡市	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
大田原市	大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
矢板市	矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
上三川町	上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
益子町	益子町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
茂木町	茂木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
市貝町	市貝町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
芳賀町	芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
壬生町	壬生町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
野木町	野木町うるおいのあるまちづくり条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
塩谷町	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
高根沢町	高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
那須町	那須町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
那須塩原市	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
さくら市	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
那須烏山市	那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
那珂川町	那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
下野市	下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)

群馬県

桐生市	桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
板倉町	板倉町残土等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱 板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例
邑楽町	邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
藤岡市	藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
渋川市	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
富岡市	富岡市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
下仁田町	下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
千代田町	千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

(続き)

群馬県

玉村町

玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

沼田市

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

安中市

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

埼玉県

みなかみ町

みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

行田市

行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

秩父市

秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例

飯能市

飯能市環境保全条例

加須市

加須市環境保全条例

東松山市

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例

狭山市

狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

羽生市

羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

入間市

入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

和光市

和光市土砂等のたい積の規制に関する条例

桶川市

桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例

久喜市

久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

北本市

北本市土砂等のたい積の規制に関する条例

蓮田市

蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

幸手市

幸手市土砂等にたい積の規制に関する条例

日高市

日高市環境保全条例

上尾市

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例

新座市

新座市土砂等のたい積の規制に関する条例

八潮市

八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例

本庄市

本庄市土砂のたい積の規制に関する条例

深谷市

深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例

三郷市

三郷市土砂のたい積の規制に関する条例

毛呂山町

毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例

越生町

越生町土砂のたい積の規制に関する条例

滑川町

滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例

嵐山町

嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

鳩山町

鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例

ときがわ町

ときがわ町環境保全条例

皆野町

皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

美里町

美里町土砂のたい積の規制に関する条例

宮代町

宮代町土砂のたい積の規制に関する条例

杉戸町

杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

横瀬町

横瀬町土砂等による土地の埋め立て等規制に関する条例

小鹿野町

小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

千葉県

銚子市

銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

館山市

館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例

木更津市

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例

野田市

野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例

茂原市

茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

成田市

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規則に関する条例

佐倉市

佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例
(土地の埋立て及び土質等に関し、必要な規制を行う)

東金市

東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
(土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及びたい積行為並びに土砂等の土質について、必要な規制を行う)

旭市

旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

習志野市

習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例

勝浦市

勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例

流山市

流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする)

(続き)

千葉県

八千代市

八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

我孫子市
鴨川市

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止する条例
(県条例に適用されない小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行う)

鎌ヶ谷市
君津市
富津市
四街道市
袖ヶ浦市
八街市
印西市
白井市

鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

富里市
南房総市

富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

匝瑳市

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

香取市
山武市
いすみ市

香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例
いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

酒々井町
栄町

酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(町内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

神崎町
多古町

神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例
多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(町内における土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

東庄町

東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

大網白里市
九十九里町
芝山町
横芝光町
一宮町

大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(町内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、もって住民の生活環境を保全する)

睦沢町
長生村
白子町
長柄町
長南町

睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
白子町小規模埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

大多喜町
御宿町
鋸南町
奥多摩町

大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例
奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
(土壌汚染等公害の発生防止について必要な措置が講じられていること)

東京都

(続き)

東京都	日の出町	日の出町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (土壌汚染に関する必要な措置がなされていることの分析結果を求める)
	あきる野市	あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (公害の発生防止について必要な措置がなされていることを許可の基準のひとつとしている)
神奈川県	秦野市	秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例 (許可基準の中で搬入土砂の土質検定を規定している)
	伊勢原市	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例 (許可申請時に土質分析結果を証する書類の添付を求めている)
	南足柄市	南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(許可申請時に土質分析結果を証する書類の添付を求める他、事業途中での土質分析を求めている)
	中井町	中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (許可申請時に土質検査報告書の添付を求めている)
	大井町	大井町土地の埋立て等の規制に関する条例 (許可申請時に土質分析結果を証する書類の添付を求めている)
	関川村	関川村公害防止条例(公害防止に関する協議)
	信濃町	信濃町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
長野県	美濃市	住みたいまち美濃市の環境を守る条例
	中津川市	中津川市埋立て等の規制に関する条例
	本巢市	本巢市砂利採取事業等に関する指導要綱
	大野町	大野町埋め立て等の規制に関する条例
岐阜県	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (外部から搬入される土砂等の分析)
静岡県	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (外部から搬入される土砂等の分析)
	みよし市	みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
	犬山市	犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例
	大口町	大口町地下水の水質保全に関する条例
	阿久比町	阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
	豊明市	豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	日進市	土砂の採取及び埋立てに関する条例
	東郷町	東郷町土質等規制条例
	美浜町	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
	扶桑町	扶桑町埋立て等の規制に関する条例
	刈谷市	刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	尾張旭市	尾張旭市土砂等の埋立て等に関する条例
	西尾市	西尾市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
	長久手市	長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	南知多町	南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
	武豊町	武豊町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
	常滑市	常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例
	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例 (埋立て等による地質の汚染防止、埋立て等の届出、埋立等における規制、中止命令及び原状回復命令等)
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例(埋立等を施行する区域の面積が500㎡以上の埋立等を行おうとするものは市長の許可を受けなければならない、許可基準の中に、土砂の安全基準(土壌汚染に関する基準等)が制定されている。)
滋賀県	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例
	亀岡市	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例
	八幡市	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例
	京田辺市	京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例
	京丹波町	京丹波町の環境保全等に関する条例
	城陽市	城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例
	京丹後市	京丹後市開発等に関する条例
	宇治田原町	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	和束町	<u>和束町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例</u>
	河内長野市	河内長野市土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例
大阪府	富田林市	富田林市土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例
	和泉市	和泉市生活環境の保全等に関する条例

(続き)

大阪府	岬町	岬町土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例
	柏原市	柏原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
兵庫県	洲本市	土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
	南あわじ市	土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
	淡路市	淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例
奈良県	宇陀市	宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止に関する条例
	高取町	高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	平群町	平群町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	天理市	天理市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例
	御所市	御所市土砂等による堆積行為の規制に関する条例
	葛城市	葛城市土砂等による埋立等の規制に関する条例
徳島県	阿南市	阿南市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	石井町	石井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を行うもの)
	勝浦町	勝浦町土砂等の埋立ての規制に関する条例
愛媛県	今治市	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積行為の規制に関する条例(吉海町に限定)
福岡県	豊前市	豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例
	吉富町	吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例
	上毛町	上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例
	築上町	築上町土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積の規制に関する条例
	みやこ町	みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積の規制に関する条例
熊本県	南関町	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
大分県	豊後高田市	豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積の規制に関する条例
	杵築市	杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	日出町	日出町土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	国東市	国東市土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積行為の規制に関する条例
	佐伯市	佐伯市埋立て等規制条例
	中津市	中津市土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積行為の規制に関する条例
	姫島村	姫島村土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	宇佐市	宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積の規制に関する条例
鹿児島県	志布志市	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (500㎡以上の埋立等を行う場合の許可制)

6.6 権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村を表 6-6 に示す。事務権限を委譲している都道府県は 7 自治体、委譲を受けている市町村は 26 自治体であった。

表 6-6 地方自治法に基づき市区町村へ権限を委譲している自治体及び事務権限の委譲を受けている市町村（平成 27 年度）

地方自治法に基づき市町村まで事務の権限を委譲している都道府県	地方自治法に基づき事務権限の委譲を受けている市町村
岩手県	花巻市
	北上市
	宮古市
茨城県	笠間市
	古河市
埼玉県	久喜市
福井県	鯖江市
大阪府	池田市
	箕面市
	豊能町
	能勢町
	松原市
	大阪狭山市
	富田林市
	河内長野市
	熊取町
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
	泉大津市
	忠岡町
	和泉市
	貝塚市
	阪南市
島根県	松江市
岡山県	新見市

6.7 基金・補助融資制度等

1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定状況を表 6-7 に示す。

表 6-7 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成19年度
岐阜市	岐阜市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成25年度
一宮市	一宮市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成23年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成18年度

2) 補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度の保有状況等を表 6-8 から表 6-12 に示す。26 自治体が、補助や融資制度を有していた。

表 6-8 補助融資制度の有無

	都道府県・政令市の数												
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25	26	26
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122	127	132	132	132
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	158	158

表 6-9 補助融資制度の利用有無（平成 27 年度）

	都道府県・政令市の数
当該年度に補助融資制度が利用されたことがある	0
当該年度に補助融資制度が利用されたことはない	26
当該年度末に補助融資制度があると回答した自治体数	26

表 6-10 補助融資制度の財政的支援の対象

（複数回答有）

	都道府県・政令市の数												
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①土壌汚染の調査	—	12	13	14	15	15	14	13	14	13	11	11	12
②土壌汚染対策	—	21	18	23	25	26	25	23	25	22	21	19	22
③モニタリング	—	4	4	5	6	7	6	6	7	7	8	6	6
④その他	—	6	8	7	7	10	10	11	9	8	6	5	3
合計	—	43	43	49	53	58	55	53	55	50	46	41	43

都道府県・政令市が定めている補助・融資制度（平成 27 年度）
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

宮城県	中小企業融資制度（環境安全管理対策資金）	
福島県	福島県環境創造資金融資制度	
栃木県	栃木県環境保全資金融資制度	改正
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金融資	
埼玉県	環境みらい資金貸付制度	
神奈川県	中小企業制度融資-フロンティア資金	
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度	
石川県	石川県環境保全資金融資制度	
愛知県	経済対策資金融資制度	
三重県	三重県中小企業融資制度（環境・防災対策等促進資金）	
愛媛県	愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度	
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	
仙台市	地域産業活性化融資（環境保全促進資金）	
高崎市	環境改善資金融資制度	
船橋市	船橋市中小企業融資制度	
柏市	柏市中小企業資金融資制度	
横浜市	横浜市中小企業金融制度	
川崎市	土壌汚染対策資金融資	
平塚市	平塚市中小企業融資制度	
金沢市	金沢市産業振興資金	
長野市	長野市中小企業振興資金融資制度	
名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	
岡崎市	<u>岡崎市環境対策資金あっせん制度</u>	
豊田市	豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給制度	
福山市	福山市環境保全資金融資制度	
福岡市	福岡市商工金融資金制度	

表 6-11 補助融資制度の制定・改正予定

	都道府県・政令市の数												
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0	0	1	0	0
②具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33	30	24	24	25
③現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122	126	132	132	133
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	157	158

表 6-12 補助融資制度の必要性に関する主な理由・背景（平成 27 年度）

自治体名	補助融資制度の制定・改正を「①具体的に検討している」もしくは「②具体的な予定はないが必要である」と回答した理由・背景
青森県	現時点では制度の制定等は検討していないが、今後、土地所有等に土壤汚染状況調査の費用等を支払う能力がないケースも想定されることから、必要性は感じる。
富山県	現在、具体的な事例がないため融資制度の制定は検討していないが、今後、調査事例の増加により土壤汚染事例も増えることが想定される。 これに伴い、土地所有者等による措置の件数も増えると想定されることから、措置の速やかな実施のためには融資制度の必要性も高まると考えられる。
滋賀県	具体的な事案が生じたときに対策が円滑に進められるために必要。
広島県	個人経営者が土壤汚染状況調査や、要措置区域に指定された場合の措置を行う際に、金銭的事情により、調査等が進まないケースがあるため
熊本県	今後、3条調査等の対象として零細事業者が増加することが予想されている。その一方で、現行の制度では自治体も一定の負担が求められるため、財政的に制度立ち上げは厳しいのが実情。
大分県	小規模な事業場などは調査にかかる費用負担が大きいと考えられるため。
沖縄県	土壤汚染対策法第4条に基づく届出制度の創設により汚染のおそれの把握の機会が増えたことから、土壤汚染状況調査命令件数も増えることが予想され、その際、土地所有者(個人)等において調査に関する費用が負担になることが想定されるため。
札幌市	事業者と土地所有者が異なり、汚染調査や汚染対策を土地所有者が行うには過大な負担となるケースが、今後起こりうるため。
八戸市	4条届出の件数も増加しており、今後基金の活用が想定されるため
盛岡市	必要性はあると思うが、現時点では新たな制定についての具体的な予定はない。
所沢市	(財)日本環境協会の助成金交付条件が厳格であり、助成金交付対象とならないことがほとんどであるため。
松戸市	小規模の工場・事業場においては、法3条の調査契機が経営の破綻や事業者の死亡による廃止となるケースが予想される。その場合、経済的理由や相続の長期化により、3条に基づく調査が適正に実施されないことに起因するブラウンフィールドが発生する恐れがあるため。ただし、その実施については、調査義務を負う土地所有者等の解約について、所有者と特定施設設置者のどちらかが負うかにより状況は異なることや、実施することにより生じる土地所有者等の便宜について公的な資源を投入することについては現段階においては、疑義も大きいと考えられる。このため、総論としては補助・融資制度等の必要性は認めるものの、各論としては未定としている。
町田市	市内で土壤汚染調査を必要とする業種はクリーニング業が多く、廃業にあたり資金調達に苦慮している。テトラクロロエチレンは使用量も多く、深い深度まで汚染が確認され、地下水汚染を含め、対策費用が膨大となる可能性も高い。調査・対策費用が捻出できないために、土地を安い金額で売却し、老後の住居を失うケースもある。
横須賀市	土壤汚染状況調査のための費用を捻出することができない事業者に対して、金銭面での融資制度を設ける必要がある。
厚木市	被害防止のために必要になってくる制度ではあると思うが、予算化等が難しく、具体的な予定については全くめどが立っていない。
甲府市	これまで補助融資が必要な案件は発生していないが、措置が実施される土地が散見されるようになってきたことから、補助融資が必要な案件が出てくることが予想されるため。
京都市	将来、汚染原因者が不在又は費用負担能力がない土地の所有者等に対する補助融資制度が必要になる可能性が高いため。
吹田市	補助融資制度を制定することで、土地所有者等へ法の運用が円滑にすすめられ、人の健康に係る被害の防止になると考えられるが、市の財政に余裕がないため。
奈良市	今後、当市においても土壤汚染や法に基づく土壤汚染状況調査等の事例が多くなると考えられ、土地所有者に調査の費用負担能力がない場合等が考えられるため。
倉敷市	現に有害物質を使用している、又は3条ただし書により調査義務の一時免除を行なっている事業所が多数ある。廃業となった際、調査実施で汚染発覚した場合に、処理に係る費用を負担できないと思われる中小企業や零細企業が存在する。
呉市	過去に必要であったことはないが、今後、土地所有者が調査等の費用負担能力がない事例が想定されるため。
鹿児島市	零細企業や個人経営による有害物質使用特定施設が廃止された場合、調査等の費用負担能力があるとは限らないため。

3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の保有状況を表 6-13 に、基金の名称を表 6-14 に示す。また、基金等を保有していない回答のうち、「必要性について判断できない」が 94 自治体で最も多く、次いで「現在検討も行っていないが、必要である」が 52 自治体であった。

表 6-13 基金等の保有状況

	都道府県・政令市の数												
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2	2	3	3	1
うち、当該年度に使用された件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
②ない(現在のところ特にないが、検討を行っている)	0	0	2	2	3	3	2	2	1	1	0	0	0
③ない(現在検討も行っていないが、必要である)	54	57	64	59	54	55	54	58	54	55	53	52	52
④ない(必要性について判断できない)	82	79	70	75	79	80	80	78	84	88	90	92	94
⑤ない(その他)	9	10	9	10	12	13	16	14	14	10	11	11	11
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155	156	157	158	158

表 6-14 保有している基金の名称（平成 27 年度）

自治体名	基金の名称等「①基金等がある」の内容
岐阜県	「岐阜県環境浄化機材貸出要領」 揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のための資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。

6.8 その他の取組

6.8.1 区域指定解除時の台帳情報の取扱い

区域指定解除時の台帳情報の取扱い状況を表 6-15 に示す。

提供方法については、「情報開示請求や閲覧希望があれば対応できるようにしている」が 97 件、「解除された場合、当該区域の情報についてはホームページに掲載しない」が 78 件、「解除された区域についてホームページに掲載している」が 48 件であった。

表 6-15 区域指定解除時の台帳情報の取扱い（平成 27 年度）（複数回答有）

要措置区域等でなくなった場合の当該区域について	都道府県・政令市の数
<提供方法>	
解除された区域についてホームページに掲載している。	48
解除された場合、当該区域の情報についてはホームページに掲載しない。	78
情報開示請求や閲覧希望があれば対応できるようにしている。	97

6.8.2 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況

事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況を表 6-16 に示す。

設定件数において、「⑤標準処理期間を設定していない」が 158 自治体のうち、124 件と最も多かった。「①法第 3 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。」が 5 件で、うち 2 件がそれを公表している。また「②法第 4 条第 1 項の届出から法第 4 条 2 項の調査命令までにかかる標準処理期間を定めている。」が 9 件でうち 3 件がそれを公表している。さらに「③法第 4 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。」が 7 件でうち 4 件がそれを公表している。最後に「④法第 14 条の自主申請から区域指定までにかかる標準処理期間を設定している。」が 22 件で、うち 17 件がそれを公表している。

表 6-16 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況（平成 27 年度）

標準処理期間を規定する内容	標準処理期間		
	設定件数	公表件数	
		公表有り	公表なし
①法第 3 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。	5	2	3
②法第 4 条第 1 項の届出から法第 4 条第 2 項の調査命令までにかかる標準処理期間を定めている。	9	3	6
③法第 4 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。	7	4	3
④法第 14 条の自主申請から区域指定までにかかる標準処理期間を設定している。	22	17	5
⑤標準処理期間を設定していない。	124	—	—
⑥その他	1	—	—

6.8.3 電子媒体による届出

電子媒体による提出を受付けている書類がある都道府県、政令市数を表 6-17 に示す。
「電子媒体による提出を受付けている書類がある自治体数」は 1 件であった。

表 6-17 電子媒体による届出（平成 27 年度）

	都道府県・政令市の数
電子媒体による提出を受付けている書類がある自治体数	1

6.8.4 国民への啓発活動状況

国民への啓発活動状況を表 6-18 に示す。

「自治体のホームページで土壤汚染対策法に関する情報を公開している」が 146 件と最も多く、次いで「パンフレット等の配布をしている」が 75 件と多かった。

表 6-18 国民への啓発活動状況

（複数回答有）

活動内容	都道府県・政令市の数
自治体のホームページで土壤汚染対策法に関する情報を公開している。	146
パンフレット等の配布をしている。	75
講習会等の開催時に教育している。	20
相談窓口を設けている。	23
その他	8
上記の活動を全く行っていない	4